

第2次富士見市環境基本計画

(資料編)

資料編1	富士見市の地域概況.....	1
資料編2	富士見市の環境の状況.....	12
資料編3	富士見市の環境に関するアンケート.....	19
資料編4	温室効果ガス排出量の算定方法.....	45
資料編5	第2次富士見市環境基本計画策定の経緯.....	50
資料編6	富士見市環境基本計画市民策定委員会設置要綱.....	51
資料編7	富士見市環境審議会規則.....	53
資料編8	富士見市環境にやさしい都市づくり検討委員会設置要綱...	55
資料編9	富士見市環境基本条例.....	57

資料編 1 富士見市の地域概況

富士見市の地域概況は、本編「第2章 富士見市の現況と課題」でも触れていますが、資料編では、本編で掲載できなかった図やグラフを含めて補足資料として掲載します。

1. 富士見市の位置と地勢

(1) 位置

富士見市の位置情報

面積	19.7 ㎡ (県全体の0.51%)	東西	7.0km
		南北	6.8km
緯度	北緯 35 度 51 分 27 秒	経度	東経 139 度 32 分 58 秒
首都圏	30km	海拔	4m~25m
隣接市町	さいたま市、川越市、ふじみ野市、志木市、三芳町		

(2) 地形

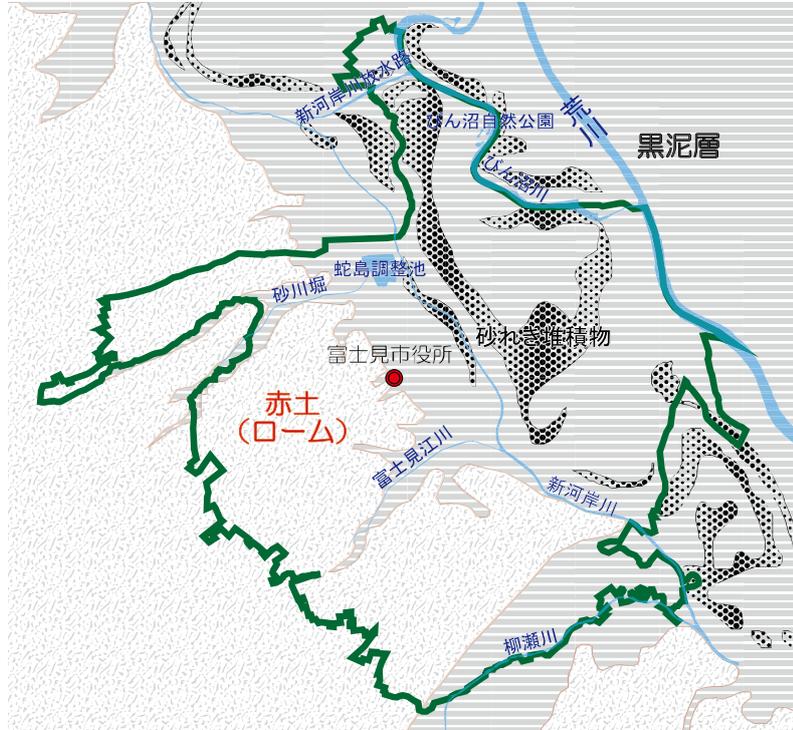
地形は、南西部の武蔵野台地と北東部の荒川低地に大きく分かれており、台地部はさらに諸河川の分断により、独立した小台地となっています。洪積層からなる武蔵野台地は、明治・大正初期には台地林が帯状に連なり、広大な雑木林を形成していましたが、現在はその大半が住宅地と畑作地帯で構成されています。一方、沖積層からなる荒川低地は、さいたま市との市境を流れる荒川と、江戸と川越地域を結ぶ重要な交通路であった新河岸川という、2つの1級河川を擁する水田地帯となっています。荒川が現在の市境を流れるようになったのは、江戸時代に行われた河川改修によるもので、それ以前の荒川はびん沼川として、その面影をわずかに残しています。



参照：国土交通省国土政策局ホームページ地形分類図を基に作成

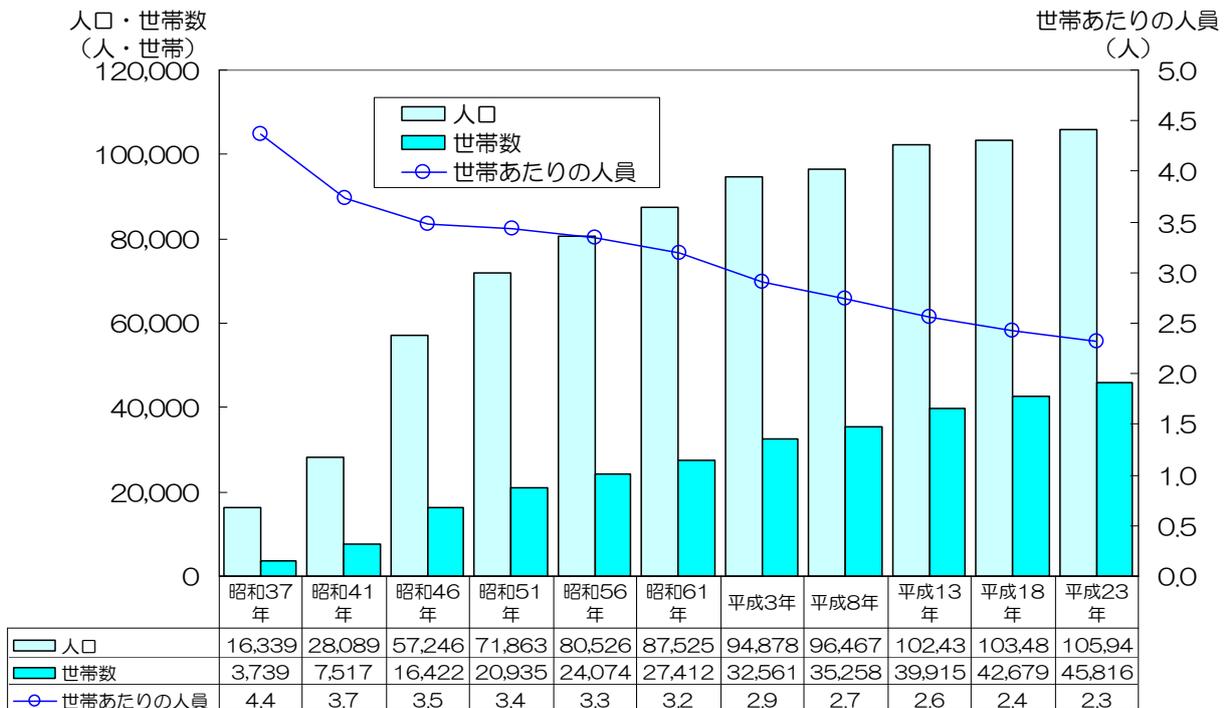
(3) 地質

地質は、台地部が火山灰の風積からなる赤土（ローム）でおおわれているのに対して、低地部は主に黒泥層により形成されています。これは、氷河期の後期に起きた海面上昇により、低地部が海となっていたことによるものであり、台地縁辺部には縄文時代の人びとの生活を今に伝える貝塚などの遺跡が数多く残存しています。



参照：国土交通省国土政策局ホームページ表層地質図を基に作成

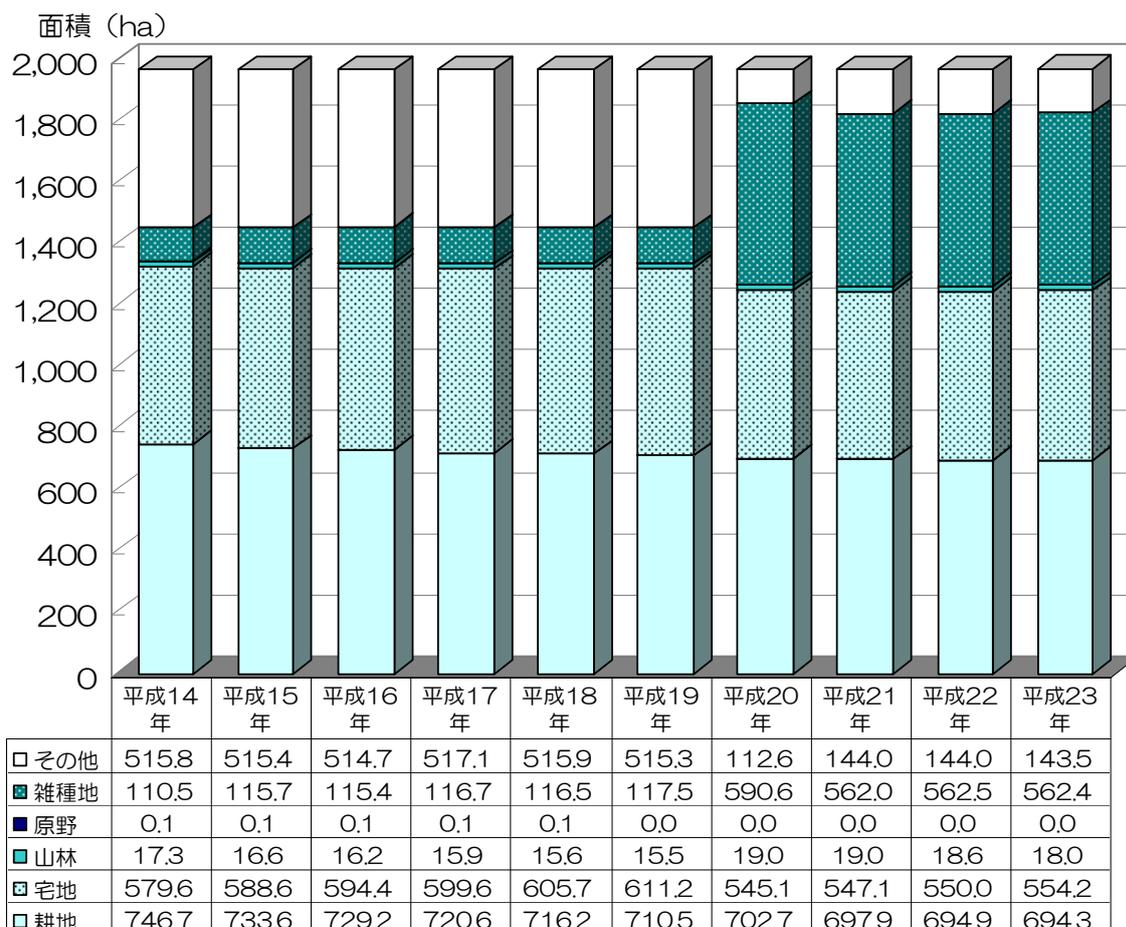
1. 人口・世帯数の推移



人口、世帯数と世帯あたりの人員の推移（再掲）

資料：統計ふじみ

2. 土地利用の状況



※平成20年よりその他で集計していた物の一部が「雑種地」として扱われることになっています。

土地利用の推移

資料：統計ふじみ

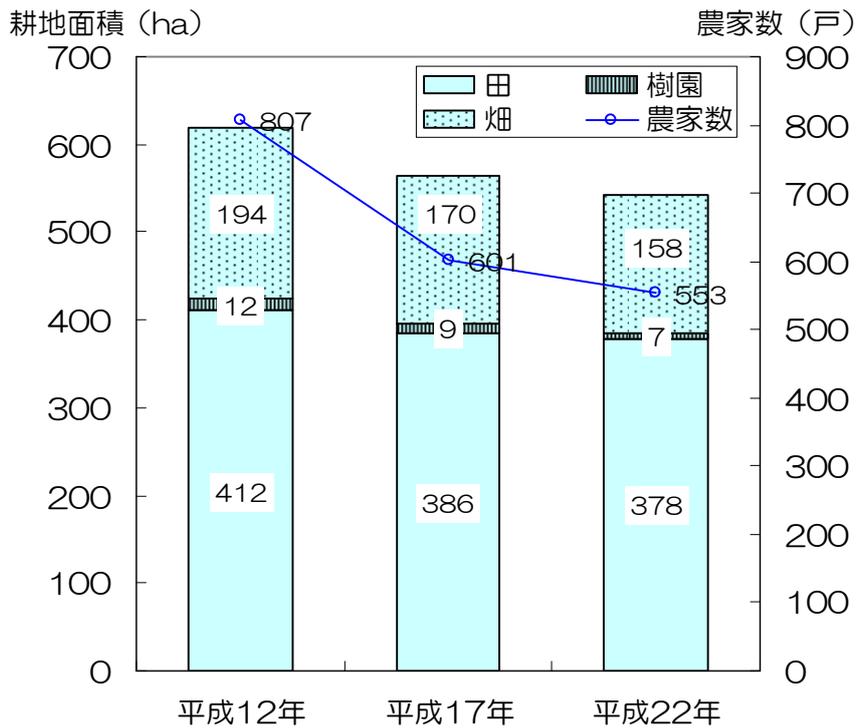
3. 産業の状況

産業分類別の事業所数・従業員数の推移

区分		平成8年	平成13年	平成18年	平成21年
第一次産業	事業所数(所)	3	4	6	5
	従業員数(人)	33	36	37	38
第二次産業	事業所数(所)	663	571	546	601
	従業員数(人)	4,949	4,029	3,705	4,001
第三次産業	事業所数(所)	2,458	2,459	2,408	2,505
	従業員数(人)	16,446	17,638	18,343	20,371

資料：平成3年～平成18年は企業統計調査、平成21年は経済センサス

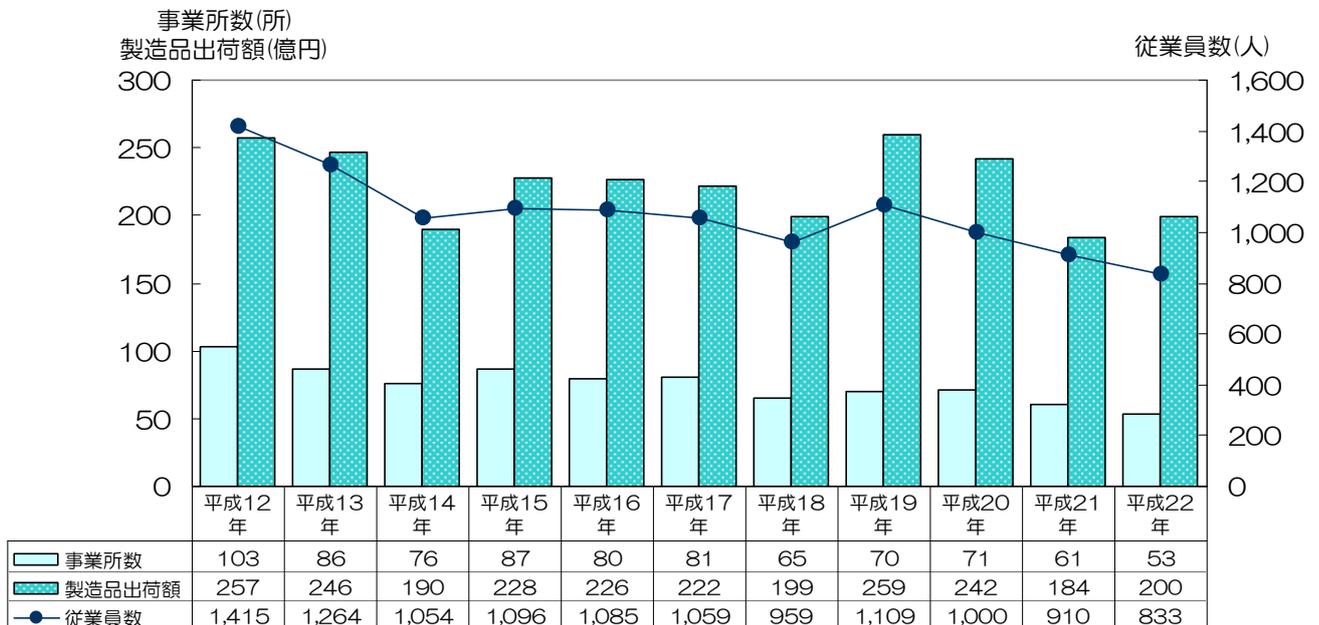
(1) 農業



経営耕地面積と農家数の推移

資料：農林業センサス

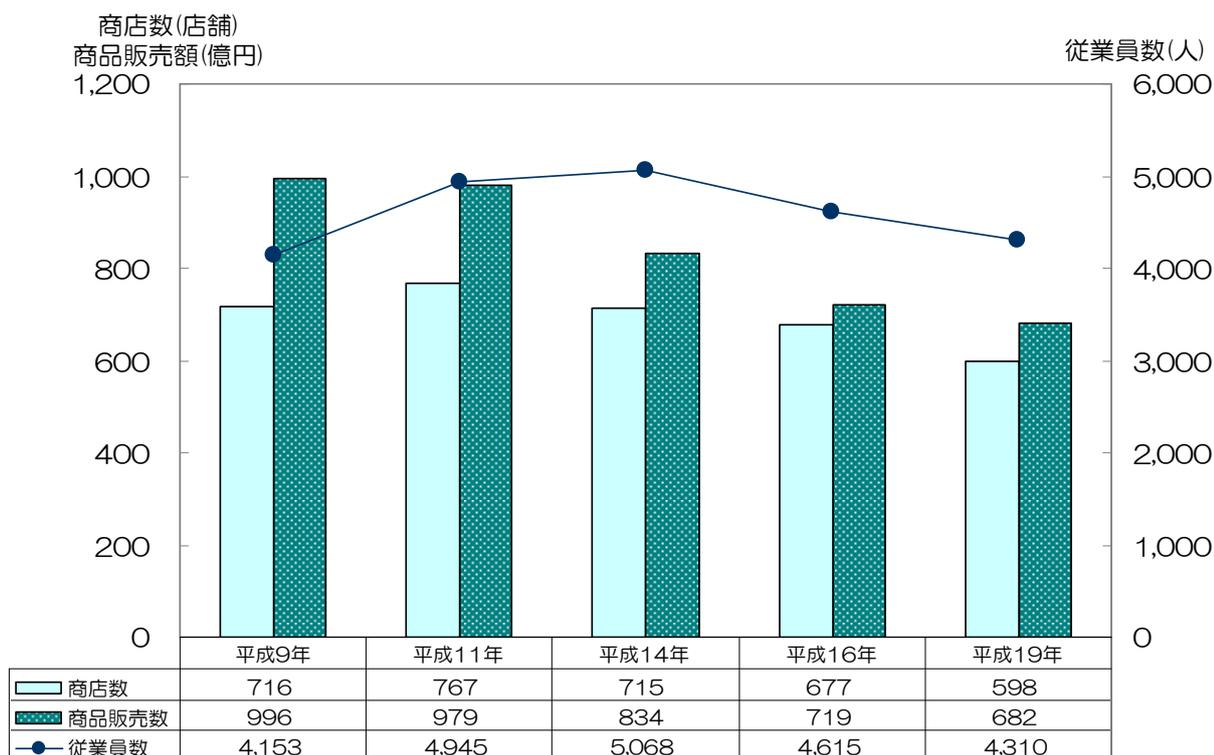
(4) 工業



工業の事業所数・従業員数・製造品出荷額の推移

資料：埼玉県統計年鑑

(5) 商業



商店数・従業員数・年間商品販売額の推移

資料：商業統計調査

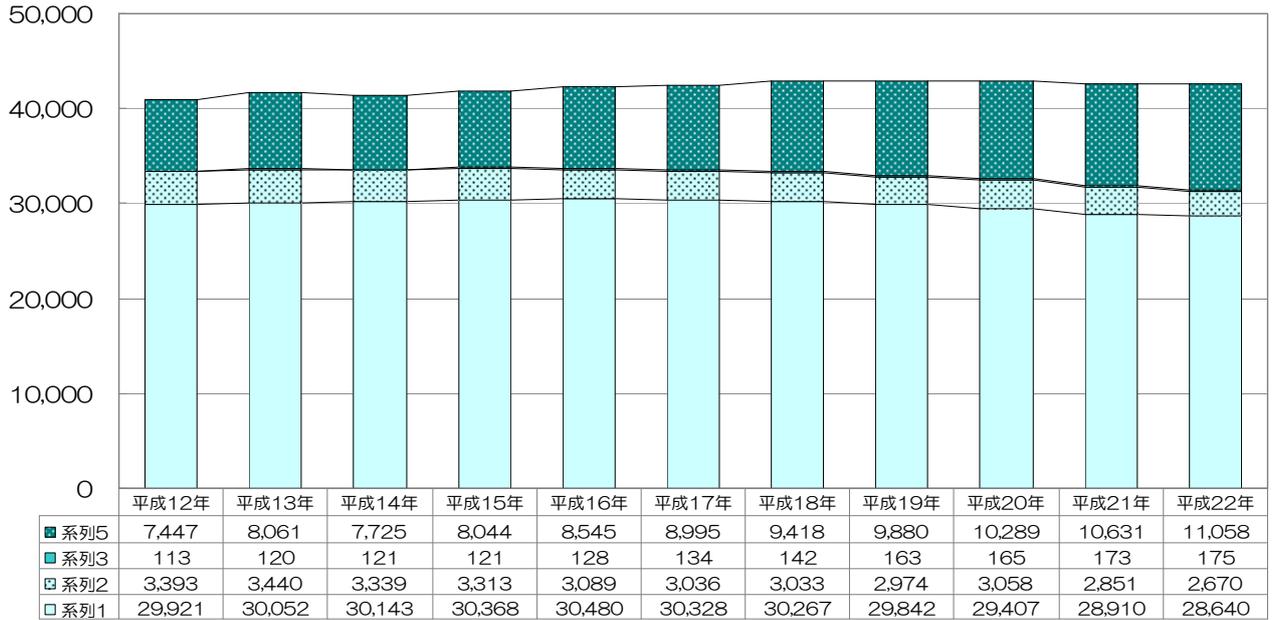
4. 交通



主要交通網

資料編 1

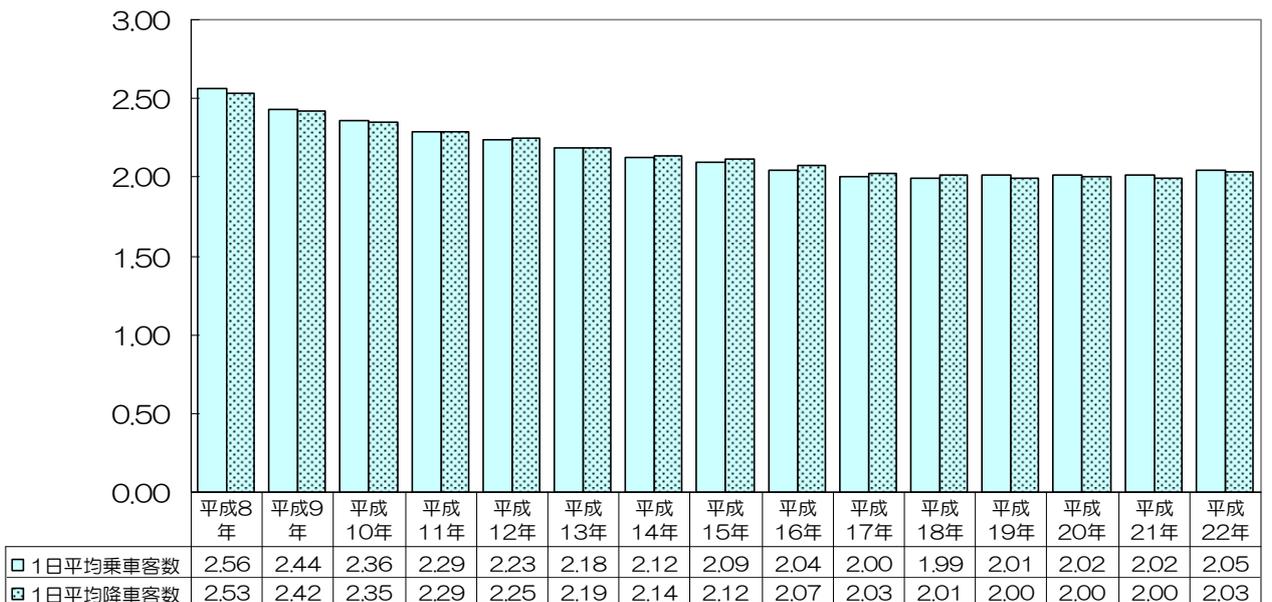
保有台数 (台)



自動車等保有台数の推移

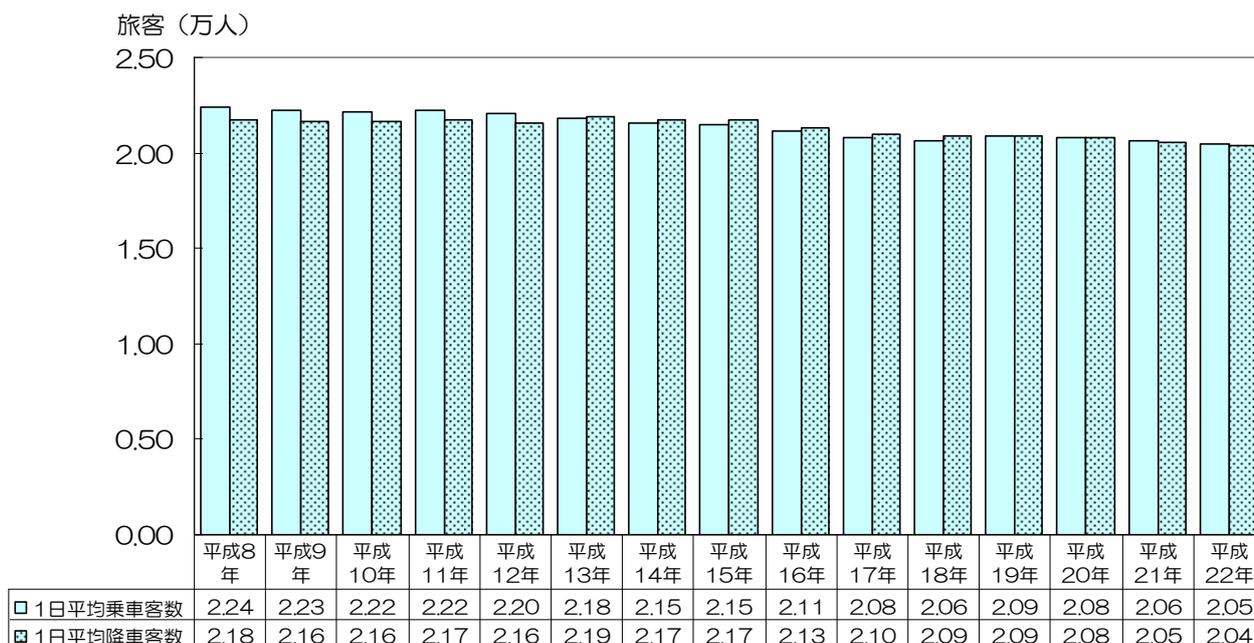
資料：埼玉県統計年鑑

旅客 (万人)



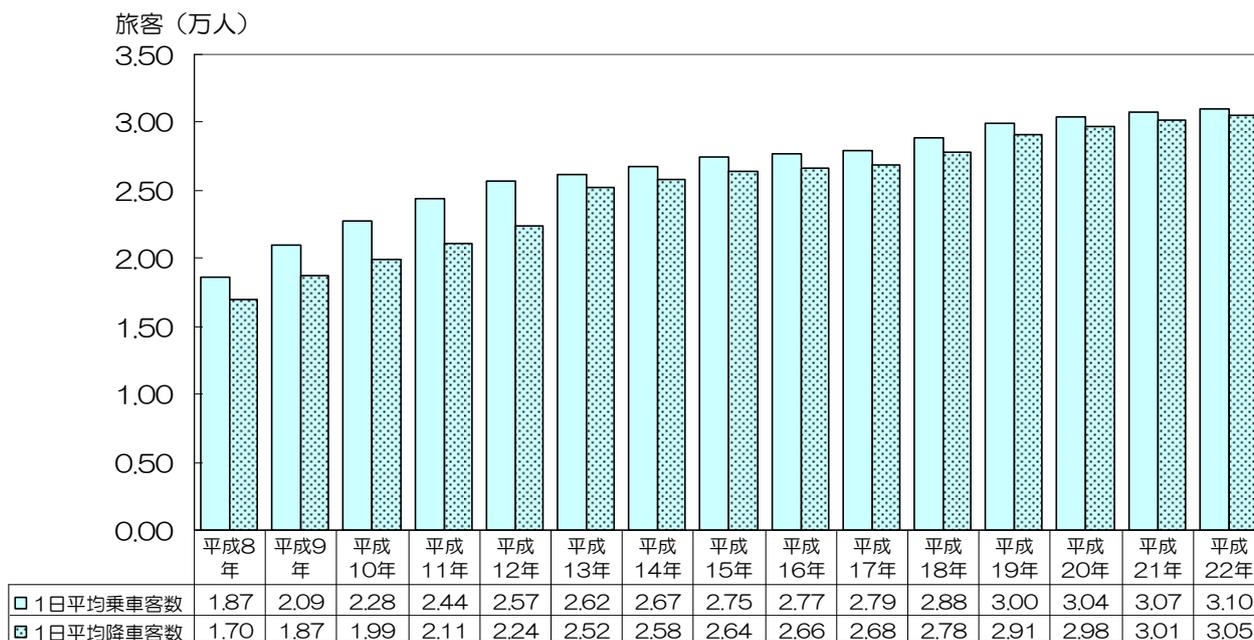
鶴瀬駅における乗降客数の推移

資料：埼玉県統計年鑑



みずほ台駅における乗降客数の推移

資料：埼玉県統計年鑑



いじみ野駅における乗降客数・運賃の推移

資料：埼玉県統計年鑑

5. 公園

公園・緑地の状況(平成 23 年度現在)

種別	面積 (m ²)	箇所数
街区公園	50,747	26
近隣公園	50,224	4
歴史公園	58,063	2
地区公園	47,044	1
都市緑地	174,496	13
都市公園計	380,574	46
市民緑地	11,007	3
緑の散歩道	18,504	9
合計	410,085	58

6. 歴史・文化

南西部の武蔵野台地と北東部の荒川低地という特徴的な地形によって、本市は様々な歴史や文化が残されており、歴史や文化を学んだり、伝統を体験できる施設が充実しています。

(1) 指定文化財

富士見市の指定文化財

名称	種別	種類	指定者	指定日
水子貝塚	記念物	史跡	国	S44.9.9
難波田氏館跡	記念物	旧跡	埼玉県	S36.9.1
羽沢遺跡出土縄文土器	有形文化財	考古資料		H10.3.17
コロボックルの碑		歴史資料	S50.11.1	
道しるべ			S52.3.17	
南畑八幡神社鰐口			H13.2.18	
関口不動堂月待板碑		考古資料	S50.11.1	
護国寺建長四年板碑			S50.11.1	
嘉吉元年月待板碑			S52.3.17	
大型板碑			S58.6.20	
建長四年板碑			S58.6.20	
北通遺跡第8号			H4.2.17	
方形周溝墓出土遺物				
旧大澤家住宅・主屋		建造物	富士見市	H5.7.7
大澤家住宅・表門				H5.7.7
大澤家住宅・穀蔵				H5.7.7
旧金子家住宅・主屋				H9.9.19
旧鈴木家長屋門	H9.9.19			
水越門樋	H20.3.26			
山形樋管	H13.2.8			
南畑八幡神社獅子舞	民俗文化財	無形民俗	S58.6.20	
鶴馬諏訪神社獅子舞			H1.1.10	
勝瀬囃子			H1.1.10	
水子上組囃子			H1.1.10	
水子城の下組囃子			H1.1.10	
水子石井囃子			H1.1.10	
中水子囃子			H1.1.10	
ケヤキ（諏訪神社境内）	記念物	天然記念物	S58.6.20	
イチヨウ（榛名神社境内）			S58.6.20	
カヤ（瑠璃光寺境内）			H4.2.17	

(6) 埋蔵文化財



富士見市の埋蔵文化財（遺跡）

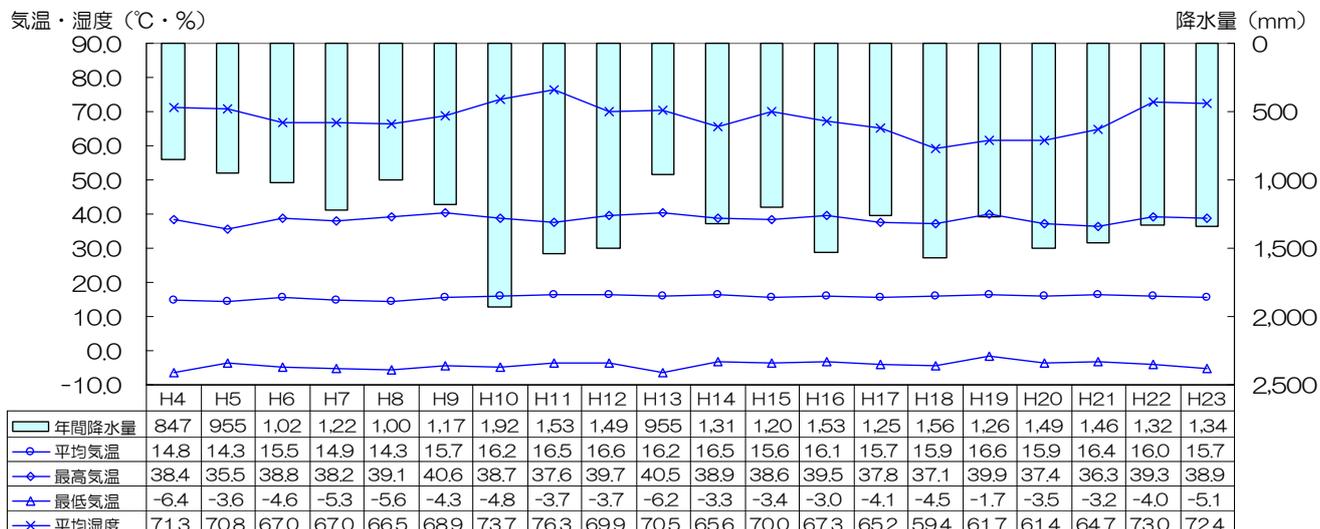
No.	遺跡名	時代
1	西ノ原	旧石器・縄文(早・中・後)・平安・江戸
2	東久保南	平安
3	オトウカ山	江戸
4	南武蔵野	縄文(時期不明)・古墳(時期不明)
5	中沢	旧石器・縄文(前・中・後)・奈良・平安・中近世(時代不明)
6	外記塚	旧石器・縄文(中)・平安・中近世(時代不明)
7	稲荷久保南	縄文(時期不明)・古墳(時期不明)・中近世(時代不明)
8	稲荷久保北	縄文(早・中)・古墳(時期不明)・戦国
9	市街道	旧石器・縄文(中)
10	稲荷前	縄文(中)
11	鍛冶海戸	戦国
12	宮廻	旧石器・縄文(草創・早・前)・平安・中近世(時代不明)
14	上沢	旧石器・縄文(中)・古墳(時期不明)
15	西渡戸	旧石器・縄文(早)
16	渡戸	縄文(早・前・中)・戦国・江戸
17	東渡戸	縄文(早・前・中)・古墳(時期不明)・中近世(時代不明)
18	薬師前	縄文(前)
19	貝塚山	旧石器・縄文(草創・早・前・中・後)・古墳(後)・平安
20	羽沢	旧石器・縄文(草創・早・中・後)・中近世(時代不明)
21	羽沢前	縄文(時期不明)・古墳(時期不明)・中近世(時代不明)
22	大谷	縄文(早)
23	山室	旧石器・縄文(早・中)・平安・中近世(時代不明)
24	山室谷	縄文(時期不明)
25	平塚	縄文(早)・平安
26	宮脇	縄文(早・前・中)・古墳(後)・平安・中近世(時代不明)
27	黒貝戸	旧石器・縄文(前・中)・古墳(後)・奈良・平安・中近世(時代不明)
28	折戸	縄文(早)・中近世(時代不明)
29	宿(多門氏館跡)	旧石器・縄文(早・前)・戦国・江戸
30	殿山	縄文(草創・早・前・中)・奈良・平安・戦国
31	谷津	旧石器・縄文(早・前・中)・奈良・平安・南北朝・室町・江戸
32	浅間後	旧石器・縄文(時期不明)・古墳(時期不明)
33	権平沢	縄文(後)

No.	遺跡名	時代
34	御庵	縄文(早・前・中)・平安・江戸
35	新田	縄文(前・中・後)・中近世(時代不明)
36	八ヶ上	旧石器・縄文(草創・早・前・中・後)
37	本目	旧石器・縄文(後)・古墳(前)・平安
38	節沢	縄文(早・前・中・後)・中近世(時代不明)
39	関沢	縄文(中)・平安
40	新開	旧石器・縄文(中)・平安
41	松ノ木	旧石器・縄文(中)・平安・中近世(時代不明)
42	打越	旧石器・縄文(草創・早・前・中・後・晩)・弥生(後)・古墳(後)・奈良・戦国
43	山崎	縄文(前)
44	松山	縄文(前)・弥生(後)・古墳(後)・平安・中近世(時代不明)
45	氷川前	旧石器・縄文(早・前・中・後)・弥生(後)・古墳(前・後)・平安・南北朝・室町・戦国・江戸
46	水子貝塚	旧石器・縄文(早・前・中・後・晩)・弥生(後)・古墳(後)・平安・中近世(時代不明)
47	東前	奈良・平安
48	観音前	縄文(早・前・中)・弥生(後)・古墳(前・後)・平安・江戸
49	神明	縄文(後)・中近世(時代不明)
50	東台	旧石器・縄文(早・前・中・後)・弥生(後)・平安・中近世(時代不明)
51	正網	縄文(早・前・後・晩)・弥生(中)・平安・戦国
52	正網南	縄文(時期不明)・古墳(時期不明)
53	栗谷ツ	旧石器・縄文(草創・早・中・後)・弥生(後)・平安・中近世(時代不明)
54	別所	縄文(草創・早・前)・弥生(後)・古墳(後)・平安・南北朝・室町・戦国
55	北通	旧石器・縄文(草創・早・前・中・後・晩)・弥生(後)・古墳(前・後)・奈良・平安・鎌倉・南北朝・室町・戦国
56	南通	縄文(草創・早・前・中・後)・弥生(中・後)・古墳(前)・奈良・平安・江戸
57	伊佐島	弥生(後)・平安
58	上内手	古墳(前)・奈良・平安・南北朝・室町・戦国・江戸
59	山形	古墳(前・後)・平安・江戸
60	難波田氏館跡	弥生(後)・古墳(前)・鎌倉・南北朝・室町・戦国・江戸

資料編 2 富士見市の環境の状況

富士見市の環境は、本編「第2章 富士見市の現況と課題」でも触れていますが、資料編では、本編で掲載できなかった図やグラフを含めて補足資料として掲載します。

1. 気象



※年間降水量は、小数点以下1桁を四捨五入して表記しています。

気温・湿度・降水量の推移

資料：統計ふじみ（観測地点：入間東部消防組合本部）

2. 樹林・樹木

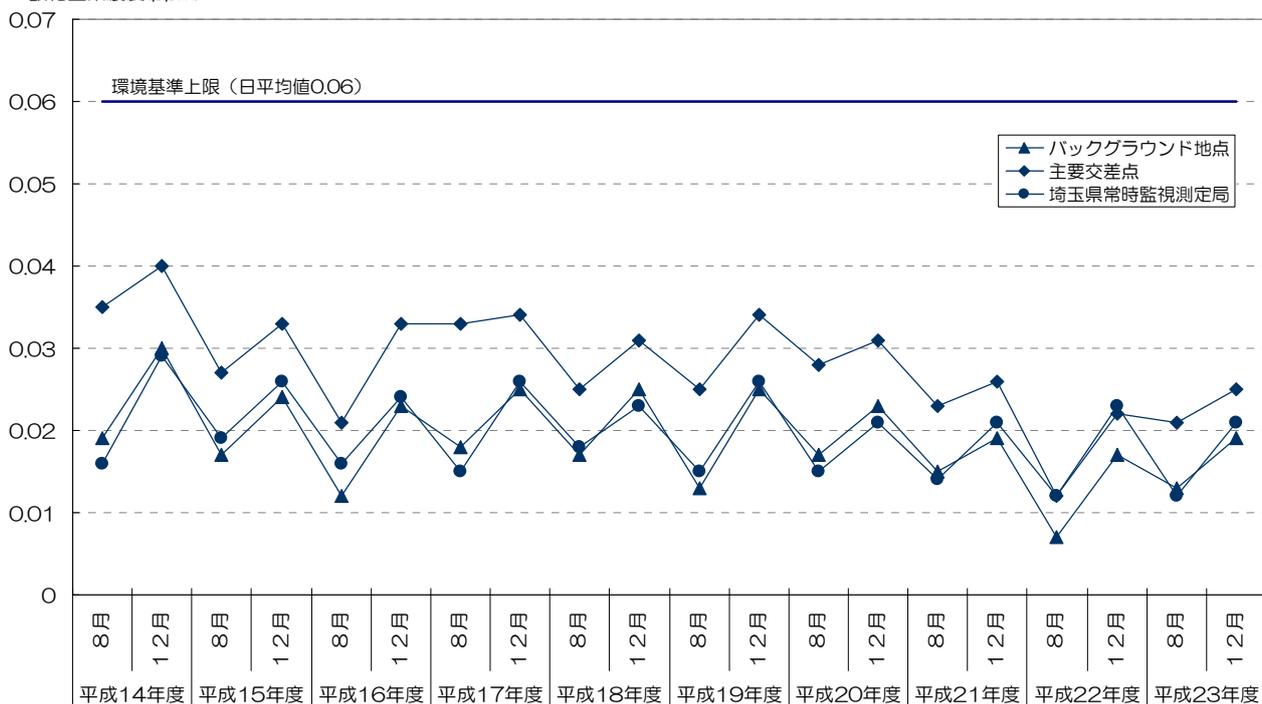
保存樹木・樹林、緑地等の状況

保存樹木	65本	ケヤキ、イチョウなど
保存樹林	1箇所	4,008m ²
市民緑地	3箇所	10,924m ²
緑の散歩道	9箇所	18,505m ²

※平成23年度現在

3. 生活環境 (1) 大気の状態

二酸化窒素濃度(ppm)



※1)バックグラウンド地点は計 4 地点、主要交差点は平成 13 年度～平成 20 年度は 21 地点、平成 21 年度以降は 22 地点のそれぞれ平均値を示しています。

※2)埼玉県常時監視測定局は、富士見市役所屋上の月間平均値を示しています。

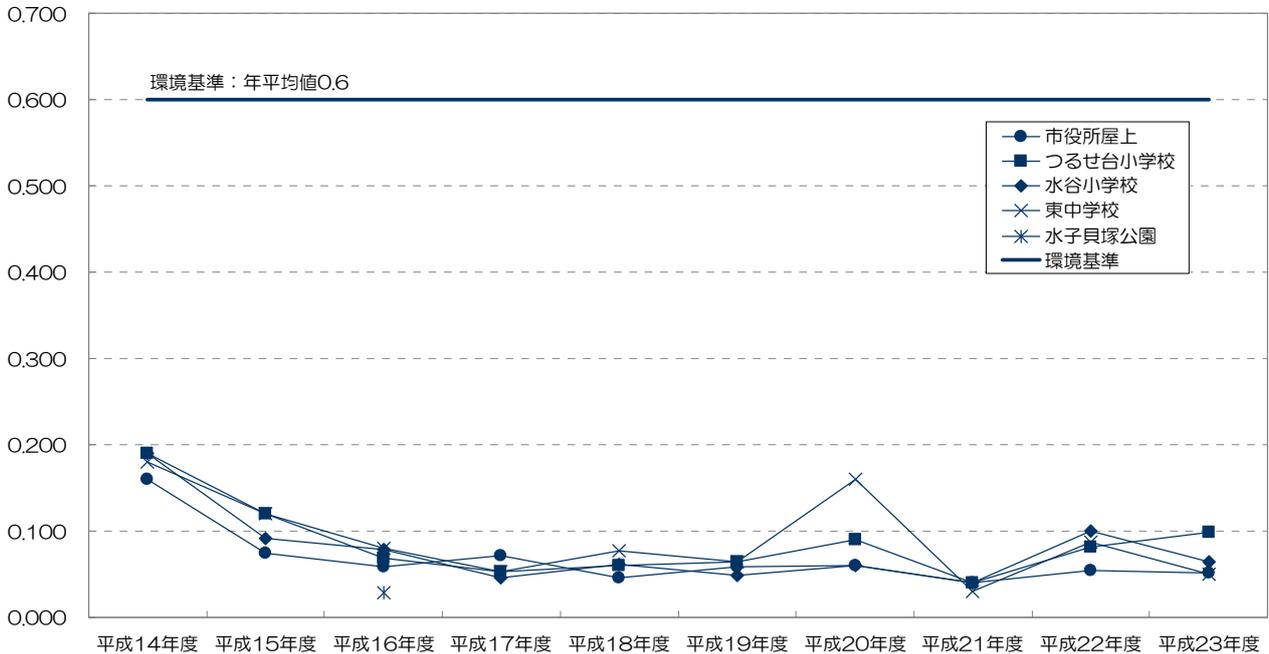
※3)環境基準(1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。)は参考として掲載しています。

大気中の二酸化窒素濃度の推移

資料：統計ふじみ(観測地点：入間東部消防組合本部)

(7) ダイオキシン類の状況

ダイオキシン類濃度
(pg-TEQ/m³)



※グラフは年間平均値を示しています。

※市役所屋上は埼玉県が、その他の地点は富士見市が調査を行っています。

※平成 18 年度から上沢小学校は統合により、つるせ台小学校に名称が変更となりました。

※水子貝塚公園は、平成 16 年度に行った水谷小学校の大規模改修工事による代替地点です。

大気中のダイオキシン類濃度の推移

資料：統計ふじみ

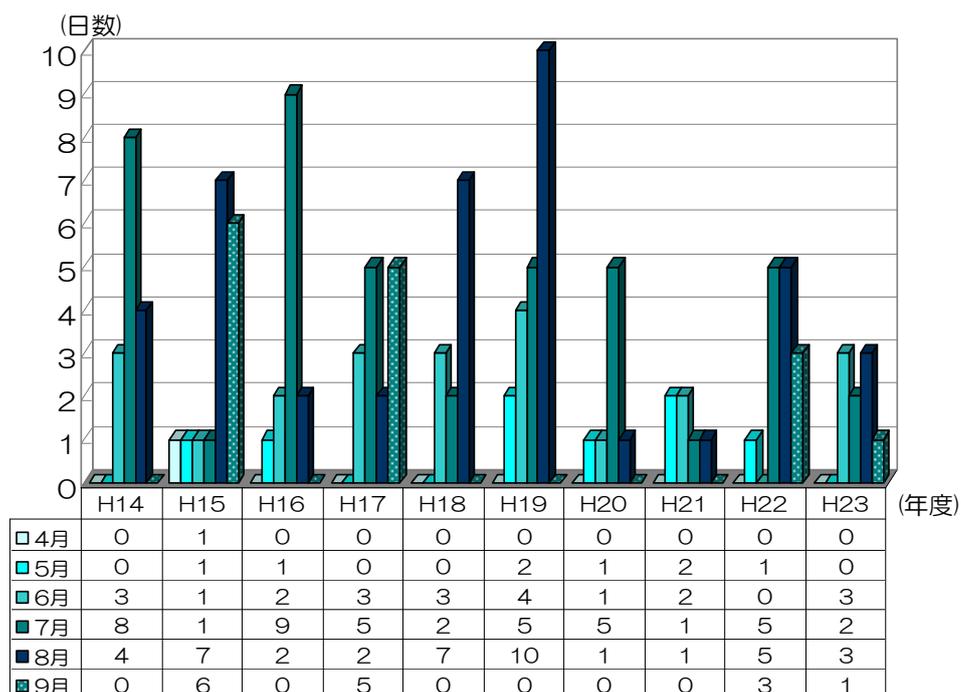
土壌中のダイオキシン類濃度

単位：pg-TEQ/g

調査年度	調査地点	調査結果	環境基準
平成 14 年度	水谷東小学校	0.77	1,000
平成 15 年度	ふじみ野小学校	0.14	
平成 16 年度	鶴瀬西小学校	1.5	
平成 17 年度	針ヶ谷小学校	1.7	
平成 18 年度	勝瀬小学校	0.0069	
平成 19 年度	鶴瀬小学校	1.4	
平成 20 年度	諏訪小学校	0.52	
平成 21 年度	諏訪小学校	0.99	
平成 22 年度	みずほ台小学校	3.5	
平成 23 年度	本郷中学校	0.37	

資料：統計ふじみ

(8) 光化学スモッグ注意報の発令状況



4月から9月における光化学スモッグ注意報発令日数

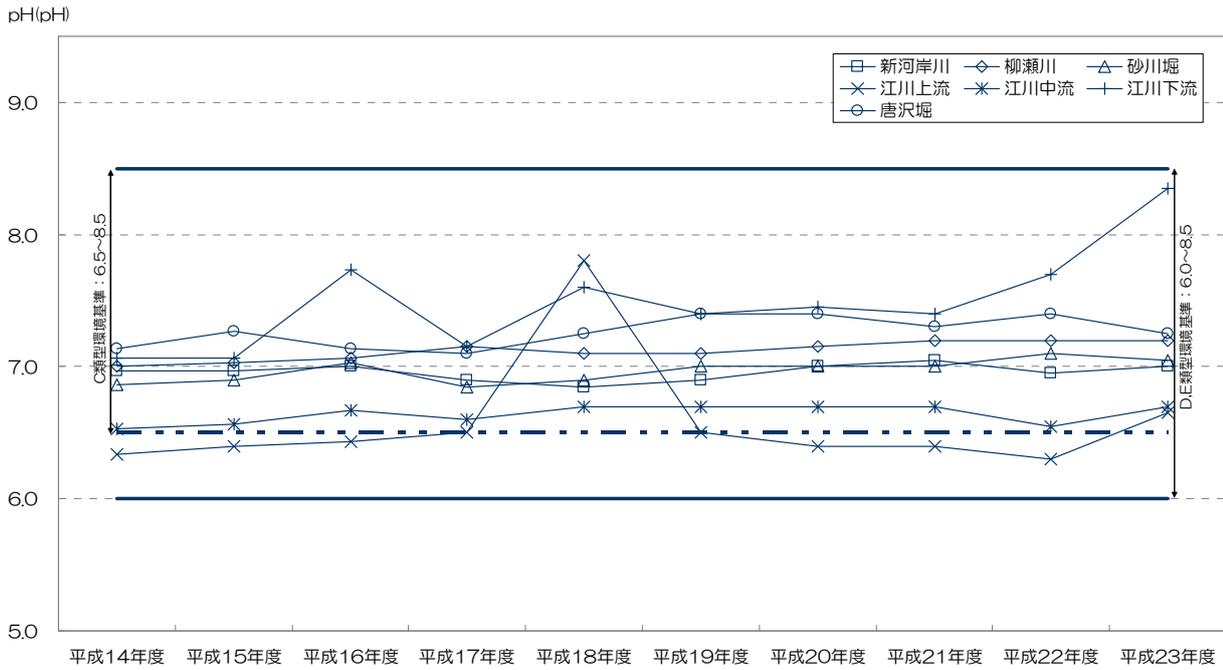
資料：富士見市 HP

(9) 水質の状況

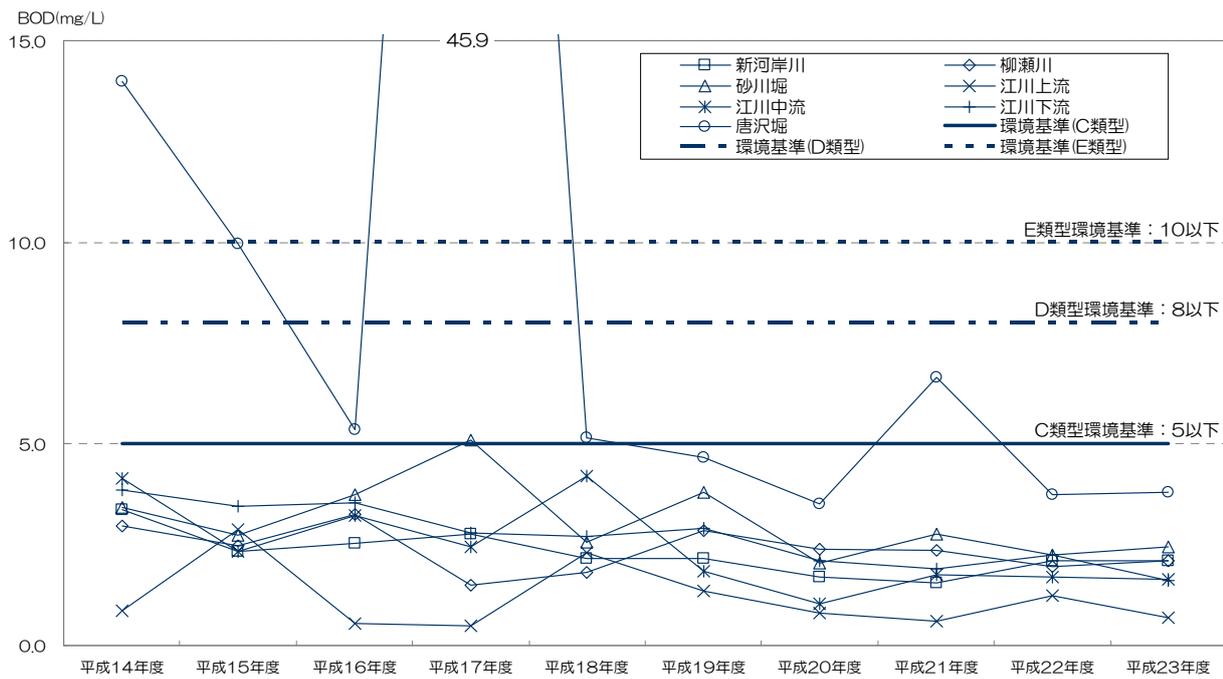
本市では、市内を流れる河川について、定期的な水質の測定を実施し、環境行政の基礎資料とするため、水質汚濁状況の把握に努めています。

新河岸川、柳瀬川、砂川堀、富士見江川、唐沢堀の5河川を計7地点で水素イオン濃度(pH)、生物化学的酸素要求量(BOD)、浮遊物質(SS)、溶存酸素(DO)を測定しています。

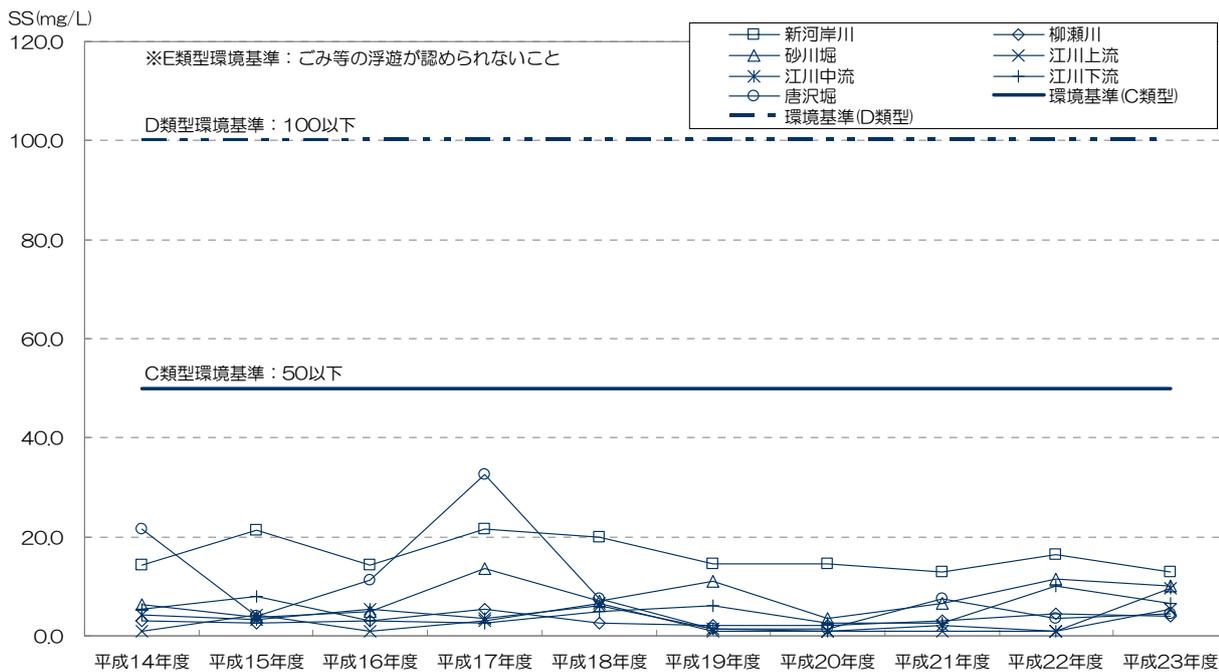
新河岸川は環境基準河川D類型に、柳瀬川はC類型に指定されています。



資料：富士見市 HP

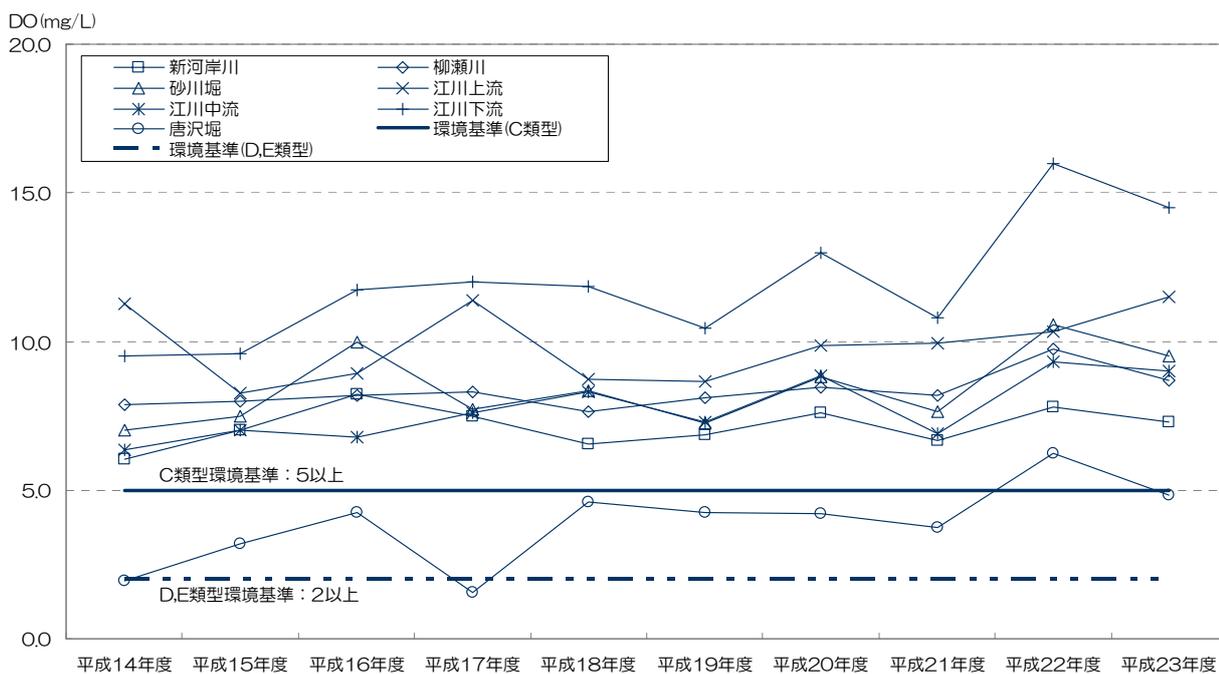


資料：富士見市 HP



河川水中のSS（浮遊物質）の推移

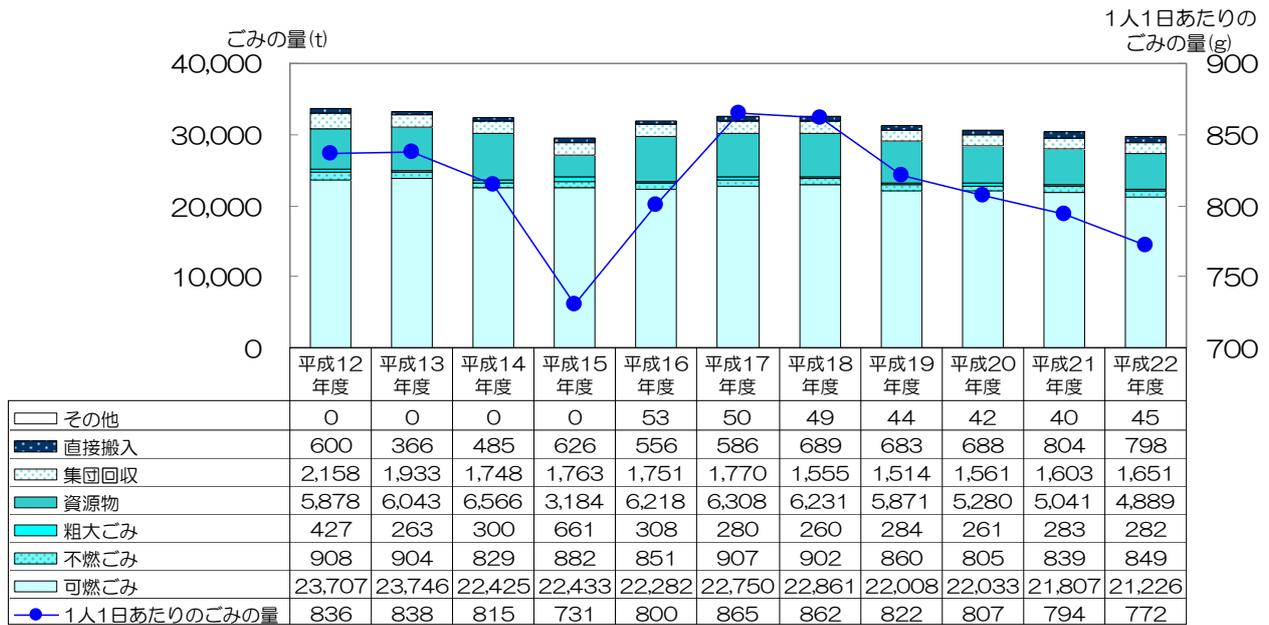
資料：富士見市 HP



河川水中のDO（溶存酸素）の推移

資料：富士見市 HP

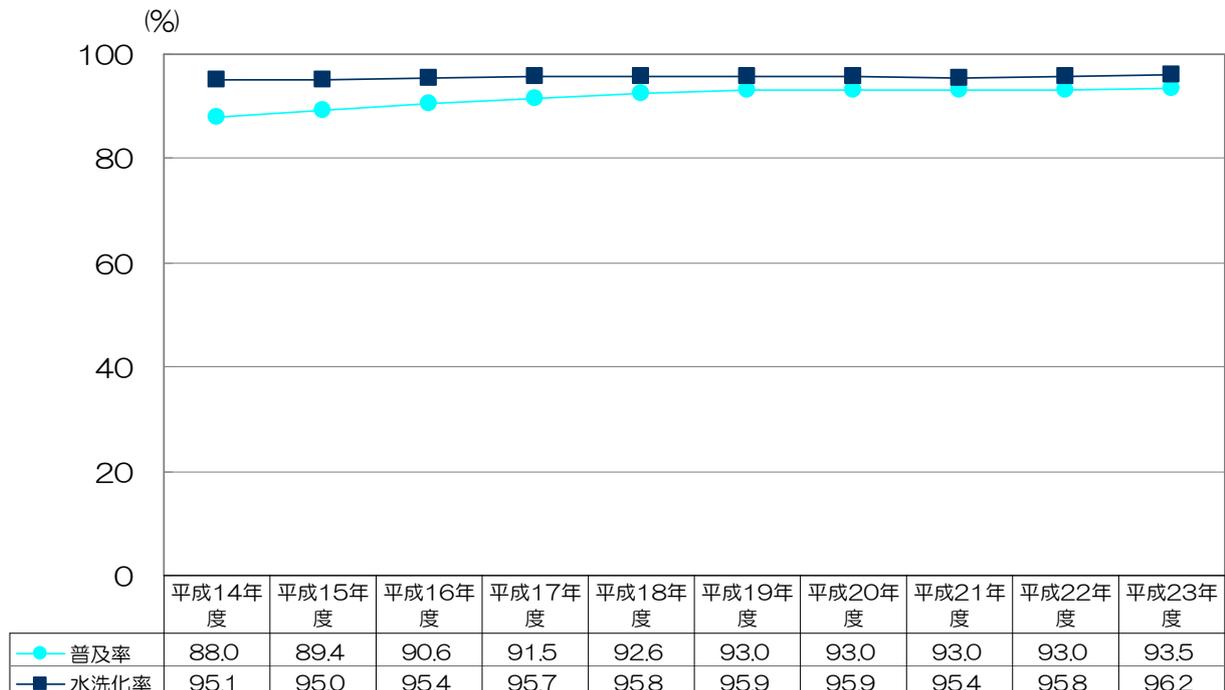
4. ごみの排出量



ごみの排出量の推移

資料：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

5. 公共下水道の普及状況



公共下水道普及率の推移

資料編 3 富士見市の環境に関するアンケート

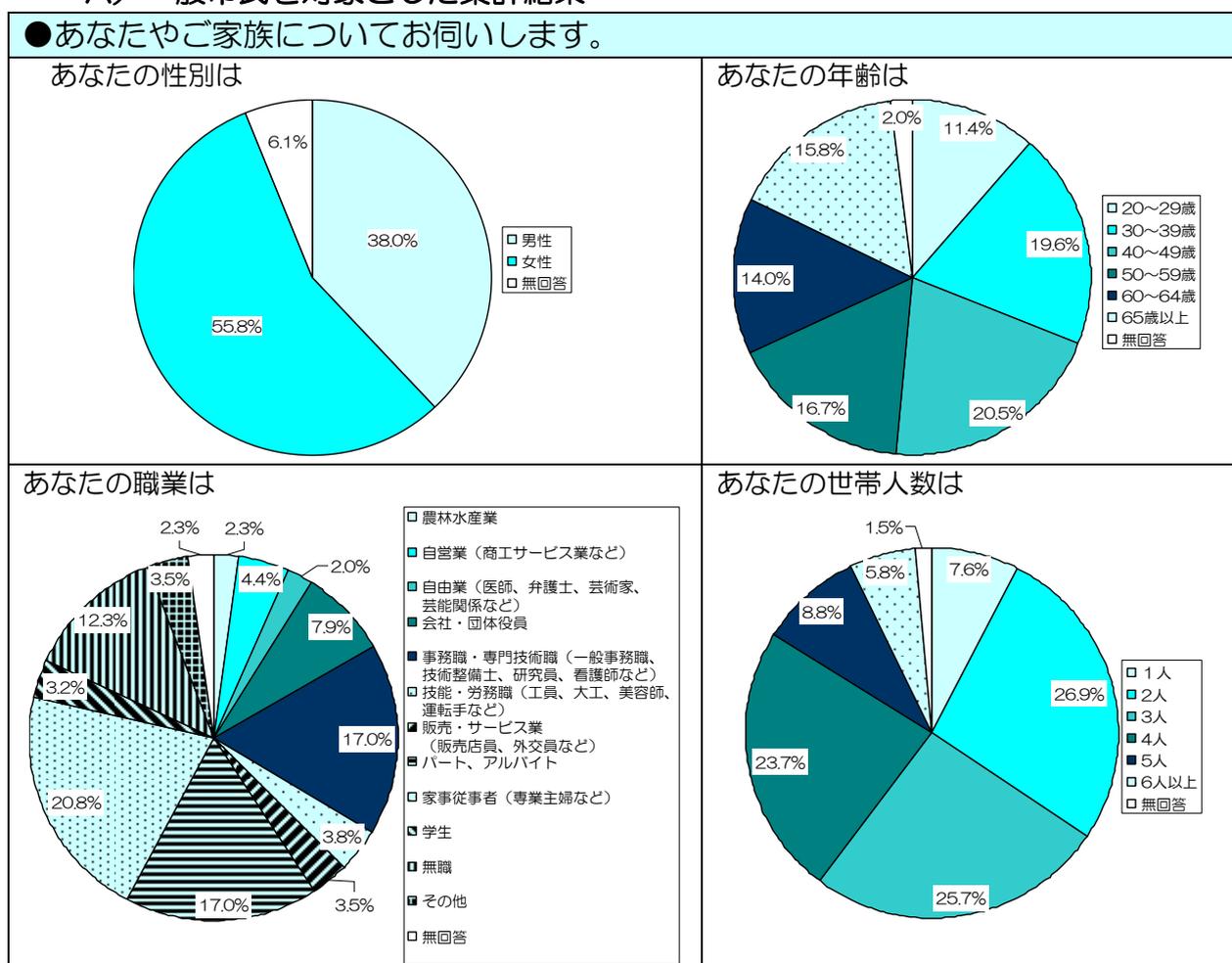
1. アンケート調査の概要

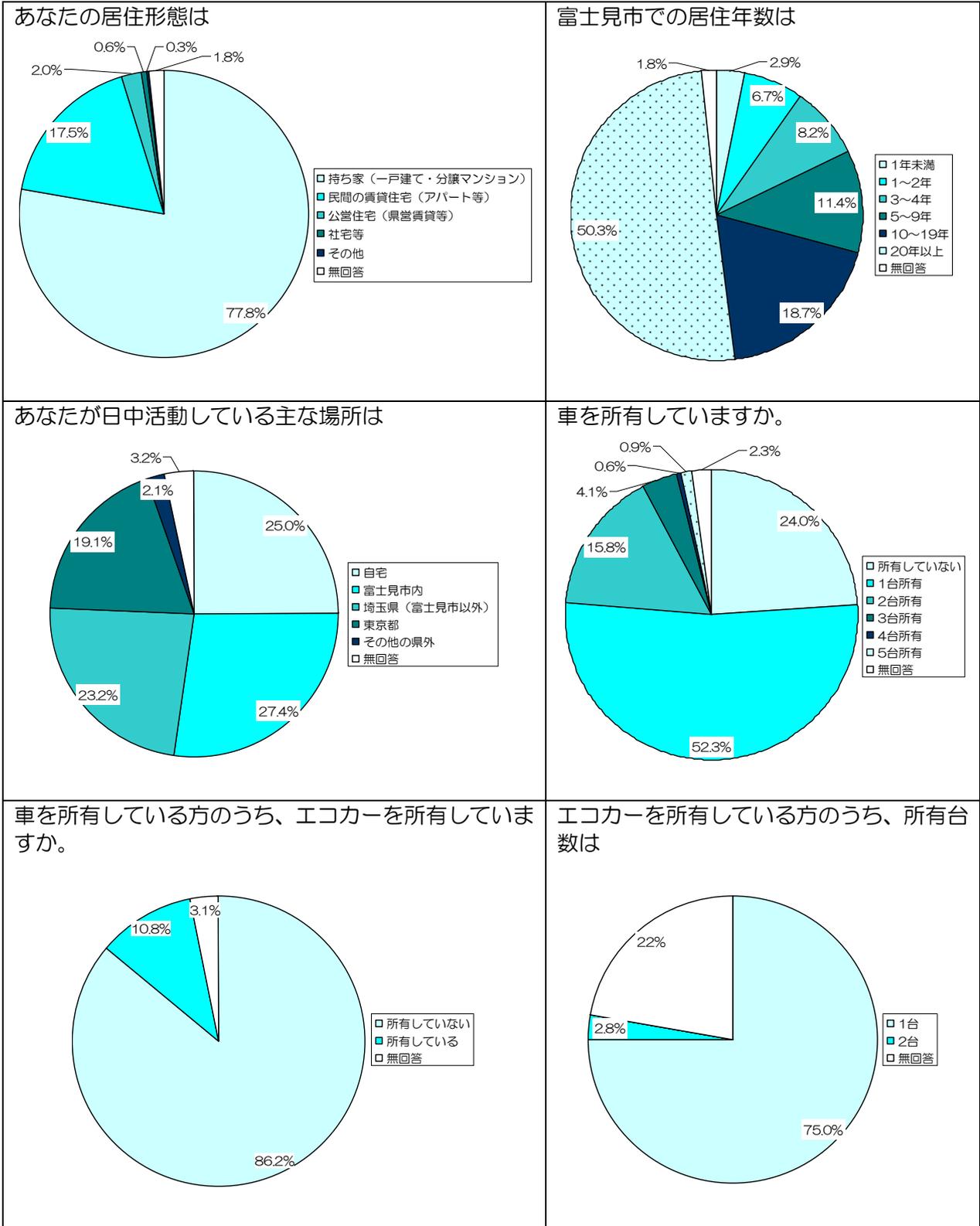
アンケート調査結果

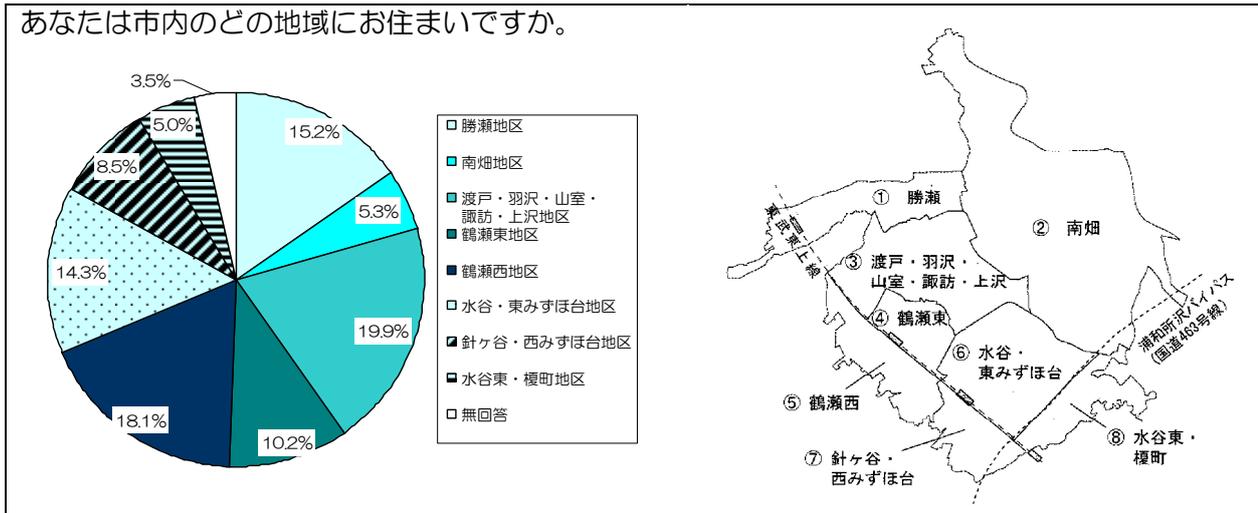
対象	配布方法	配布数	回収数	回収率	有効回答数	有効回収率	
一般市民	無作為抽出	1,000	344	34.4%	342	34.2%	
市立小学校（5年生）	各学校に配布	400	306	76.5%	301	75.3%	
事業所	無作為抽出	200	42	21.0%	42	21.0%	
'11 富士見 ふるさと祭り	大人向け	会場にて	277	277	100%	277	100%
	子ども向け	配布・回収	193	193	100%	192	99.5%

(1) アンケート集計結果

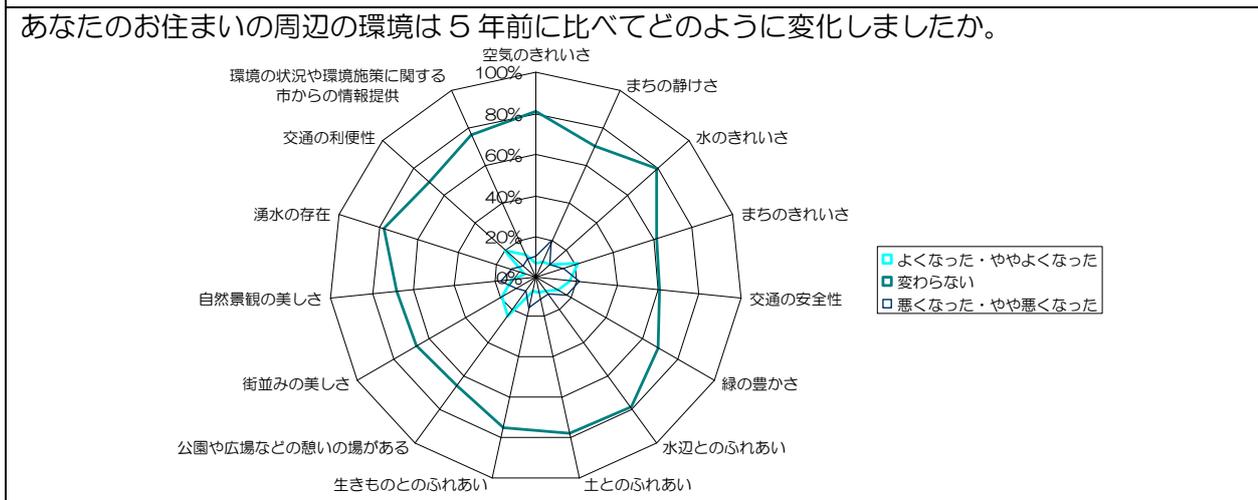
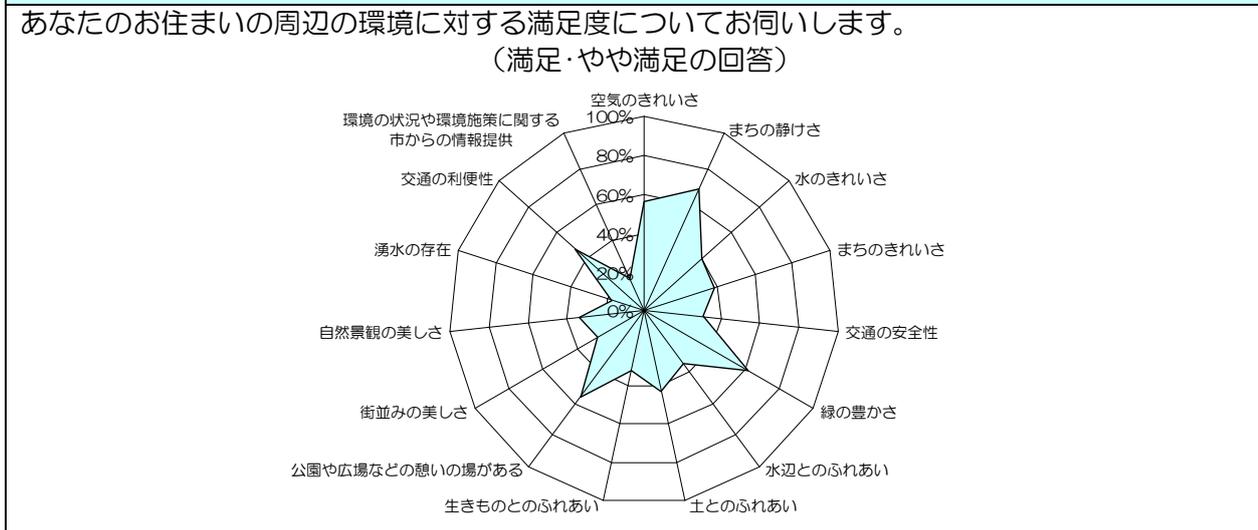
A) 一般市民を対象とした集計結果



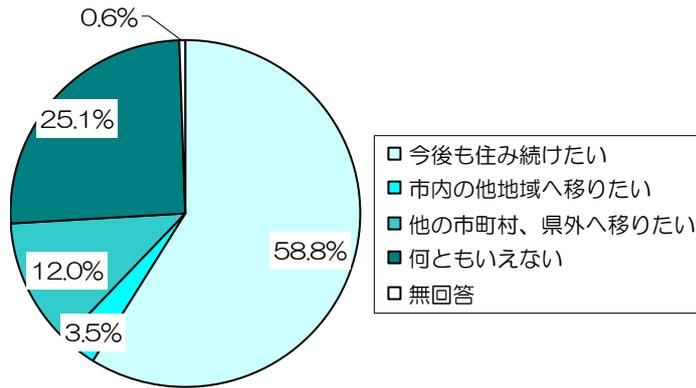




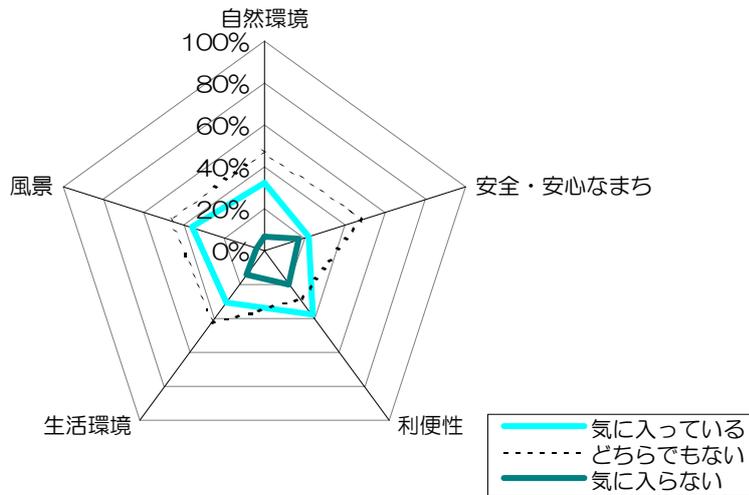
●地域の環境についてお伺いします。



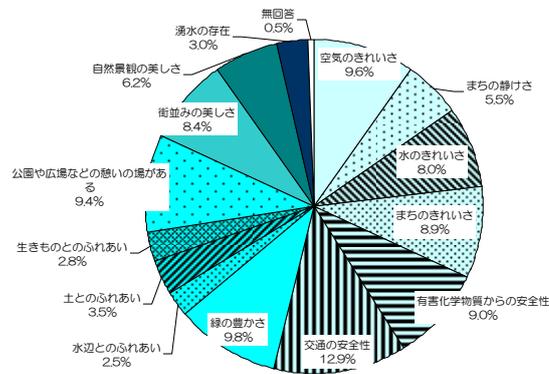
あなたは現在お住まいの地域に、今後も住み続けたいですか。



あなたが住み続けたい理由、または他へ移りたい理由は何ですか。

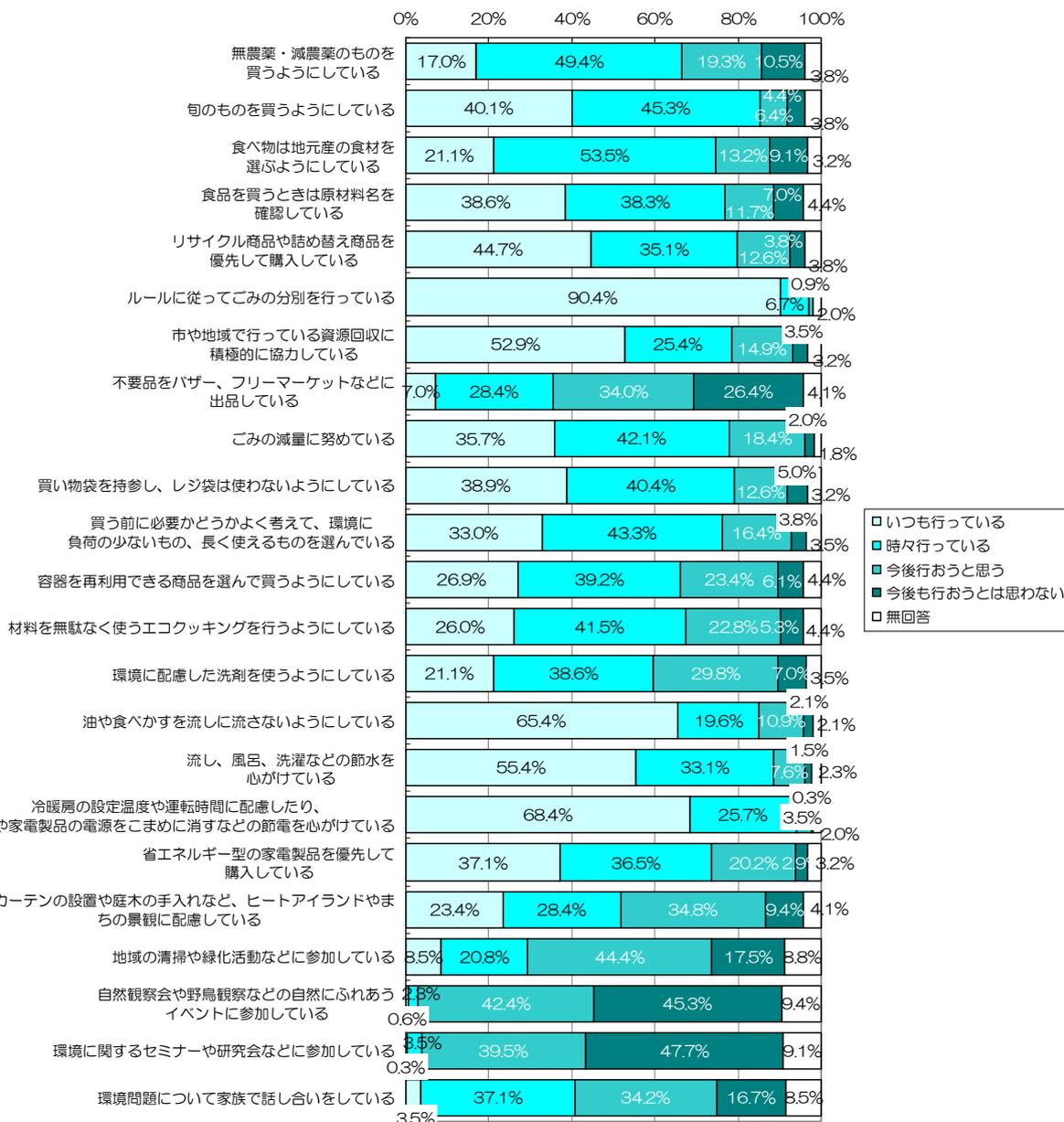


あなたは将来の富士見市の環境として何が重要だと思いますか。

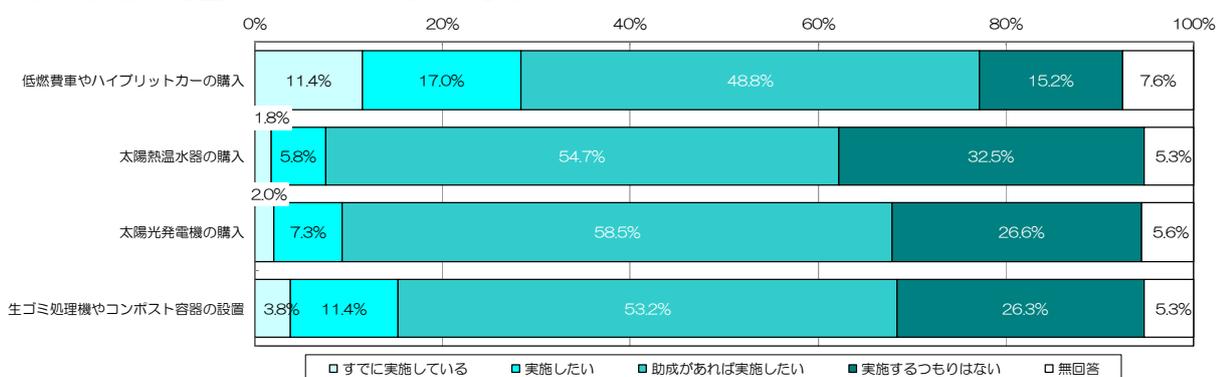


●あなたの環境に配慮した行動についてお伺いします。

あなたが日頃行っている、または関心がある環境保全に関する取組についてお伺いします。

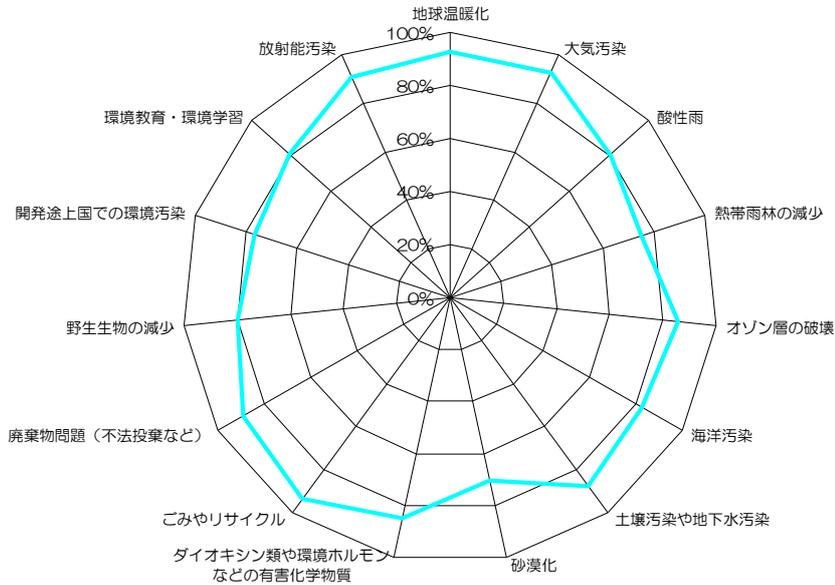


環境に配慮した生活についてお伺いします。

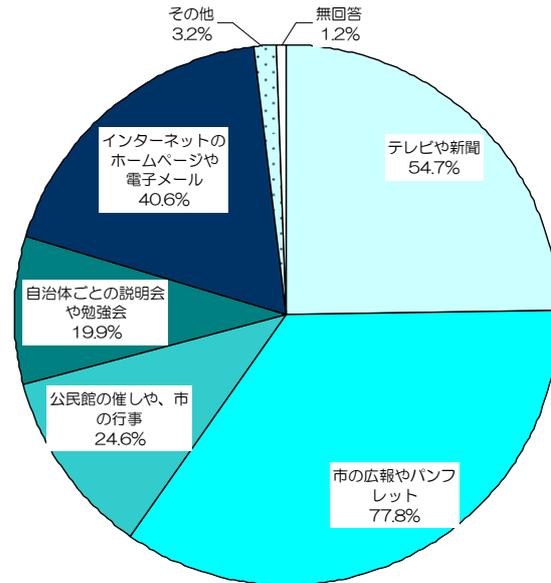


●あなたの環境に対する関心についてお伺いします。

地球環境問題をはじめとする、様々な環境に対するあなたの関心の度合いを教えてください。
 (非常に関心がある・関心があるとの回答)

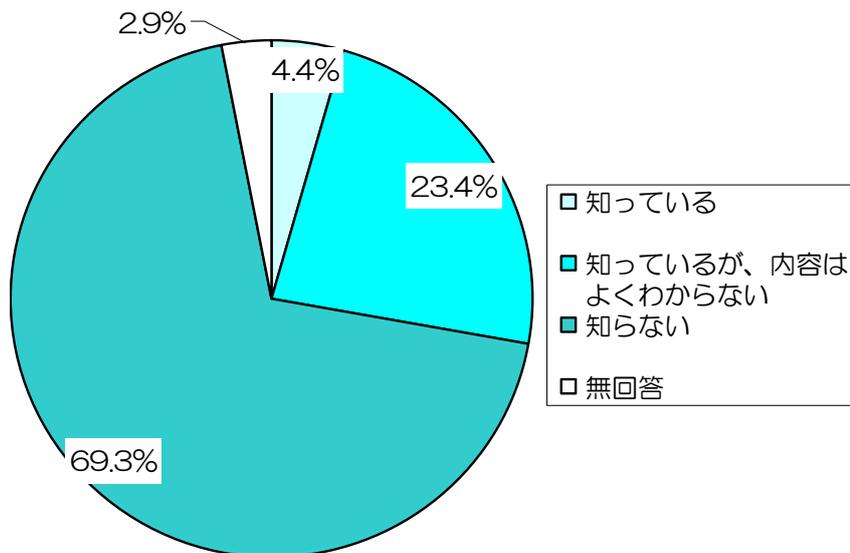


環境に関する情報を行政から住民にお知らせする方法として、どのようなものがよいと思いますか。

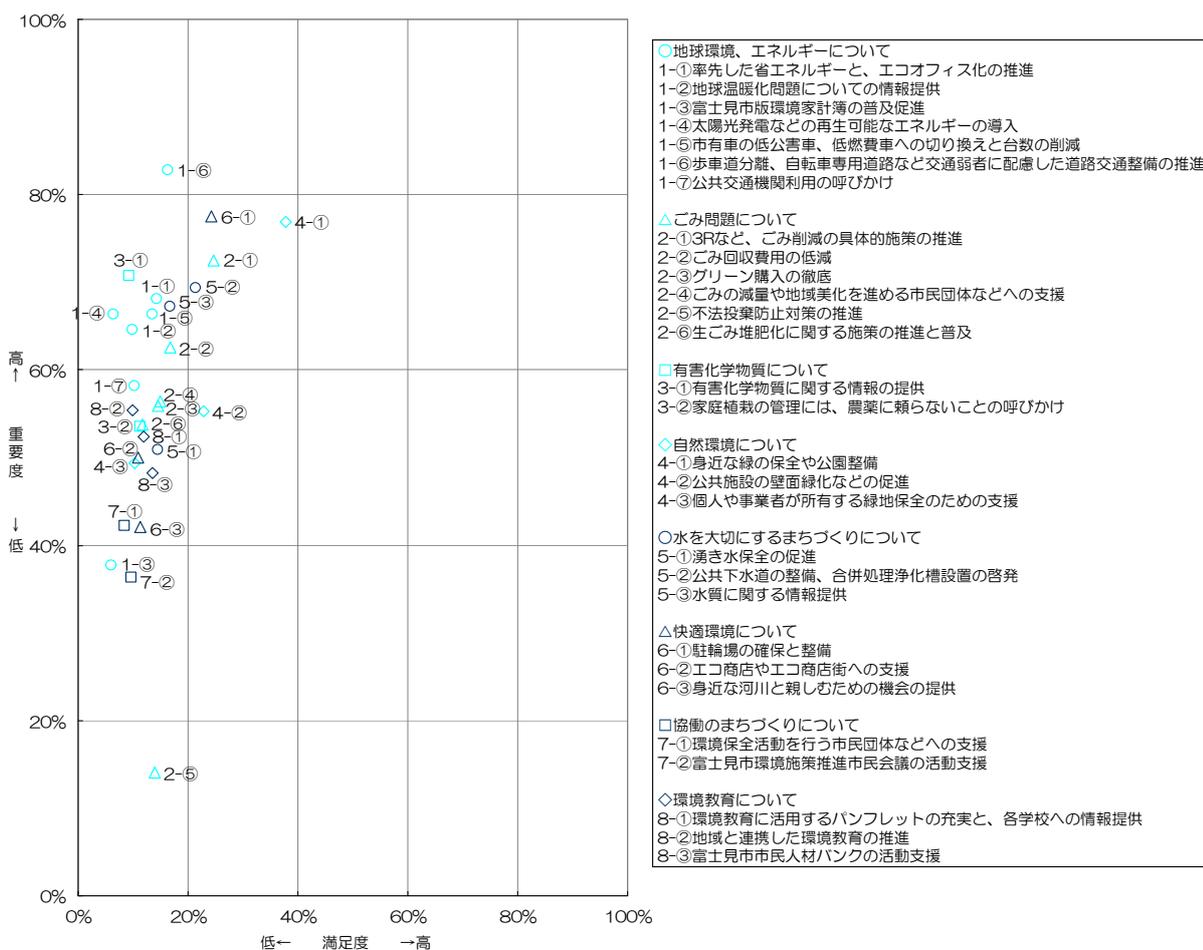


●環境施策についてお伺いします。

富士見市では平成 15 年から「環境基本計画」を策定していますが、あなたは、ご存知ですか。

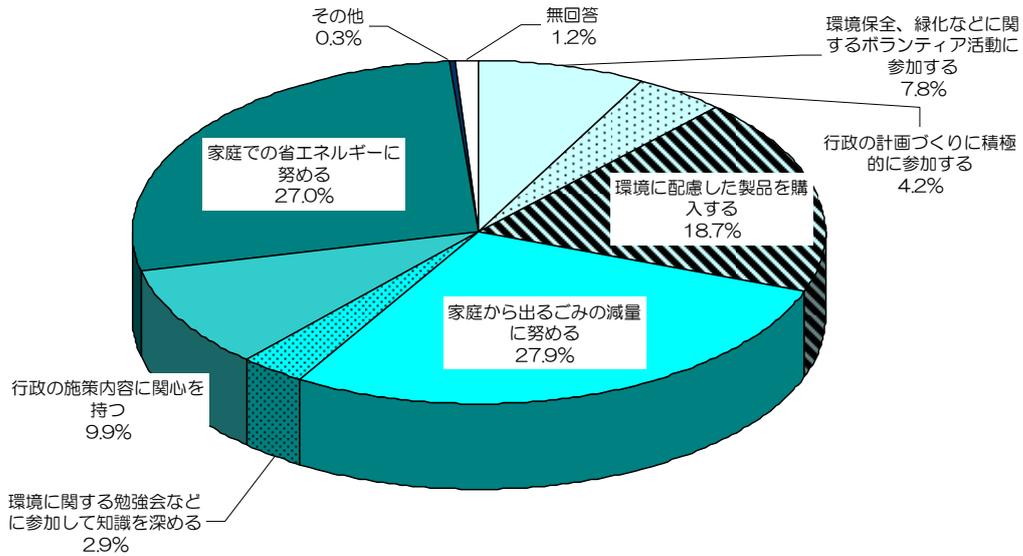


市が実施している取り組みの満足度と、今後の重要度について
(満足・やや満足と重要・やや重要との相関)

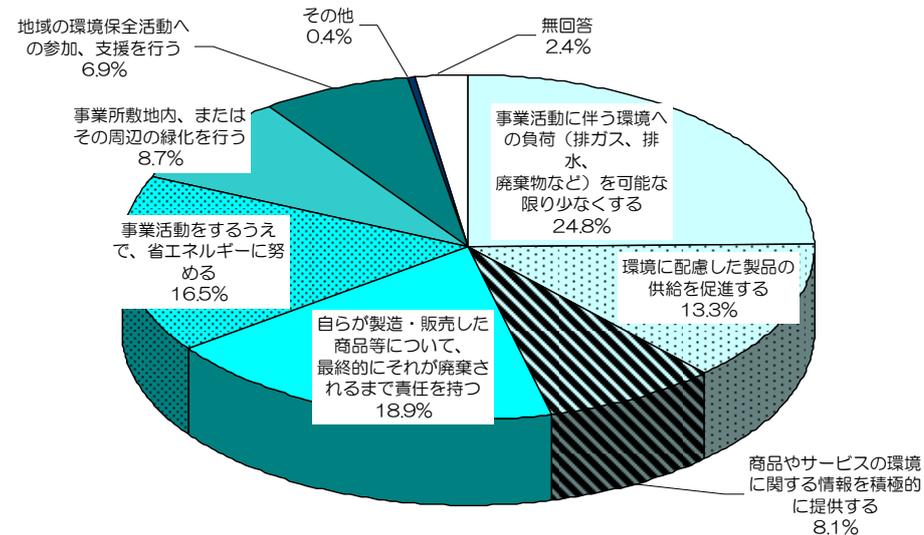


環境をよりよくしていくために、市民・事業者・行政それぞれが、今後行った方がよいと思うことは何ですか。

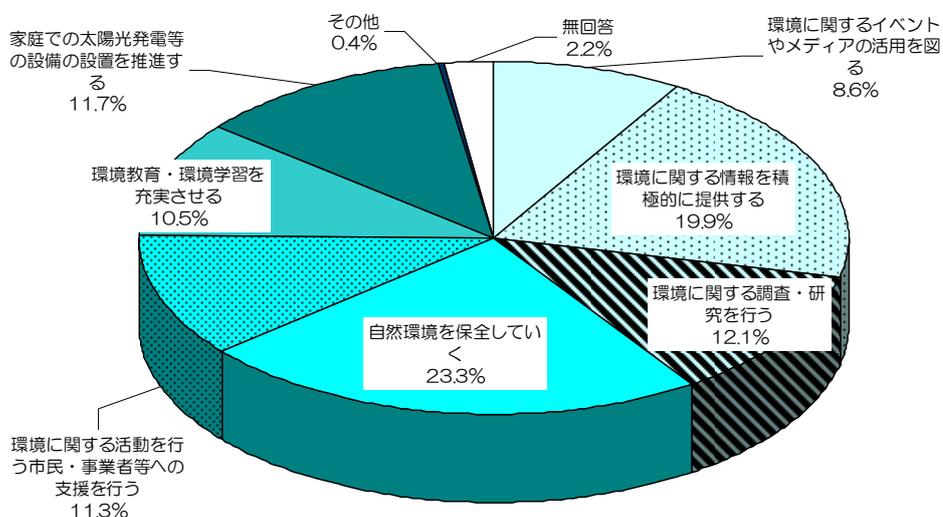
【市民が行った方がよいこと】



【事業者が行った方がよいこと】

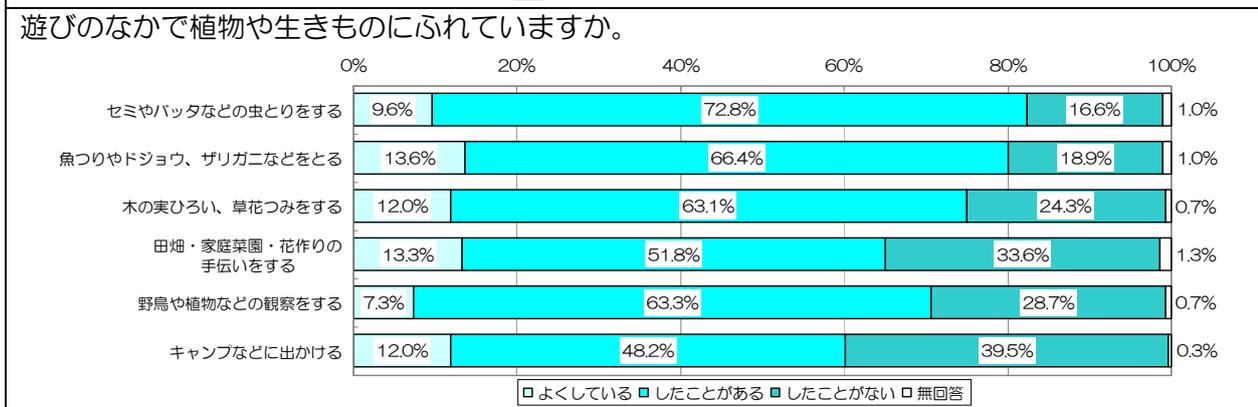
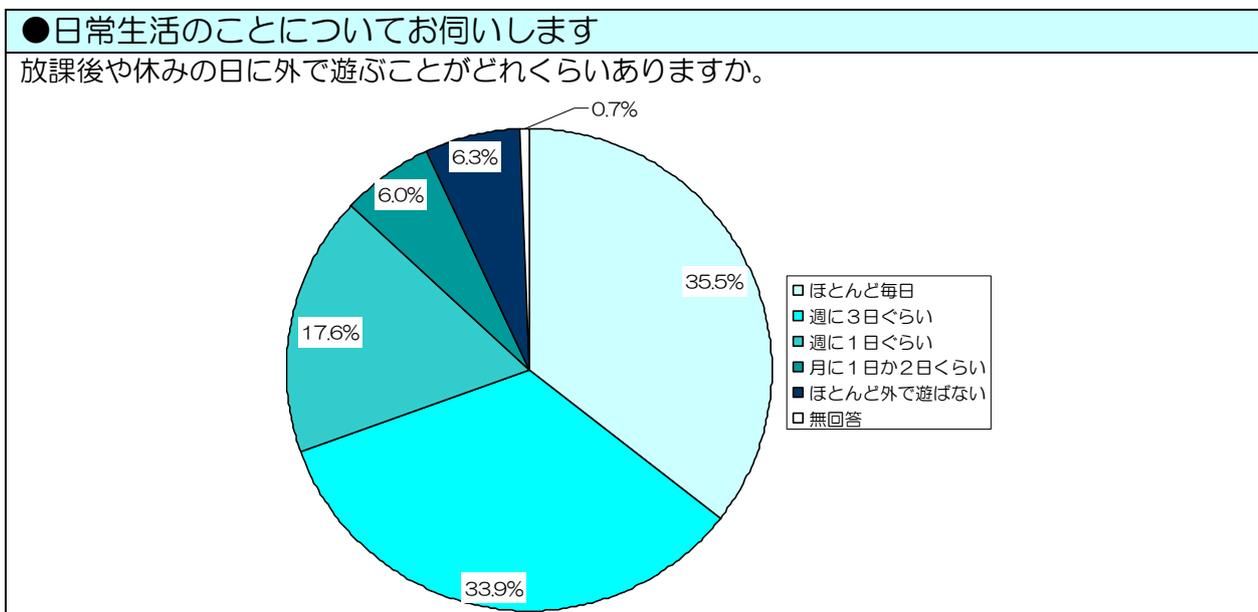
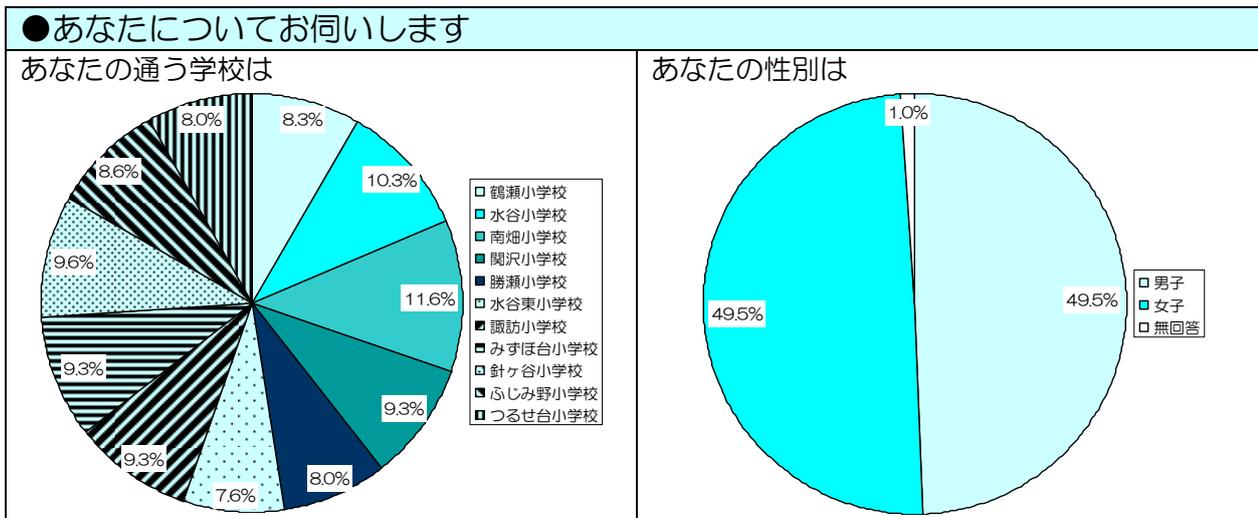


【行政が行った方がよいこと】

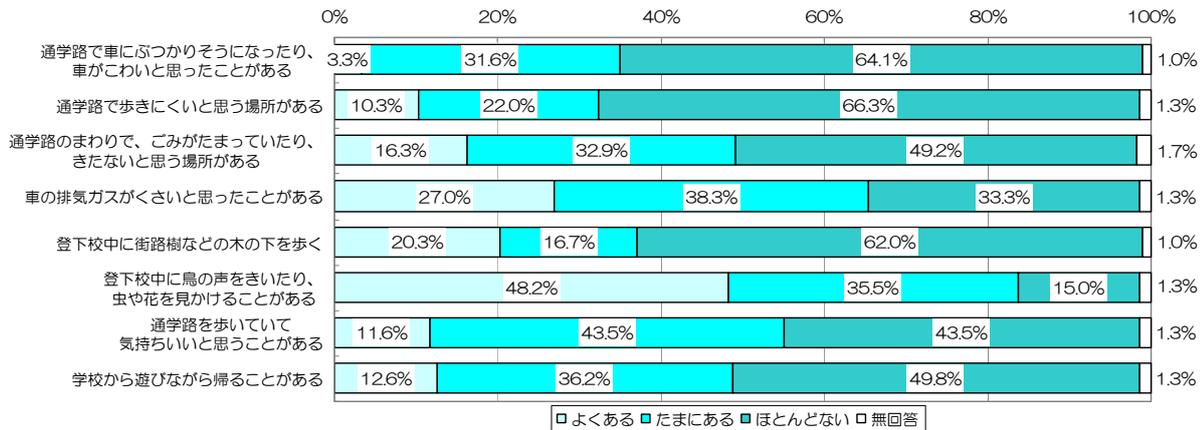


B) 市立小学校（5年生）とご家族を対象とした集計結果

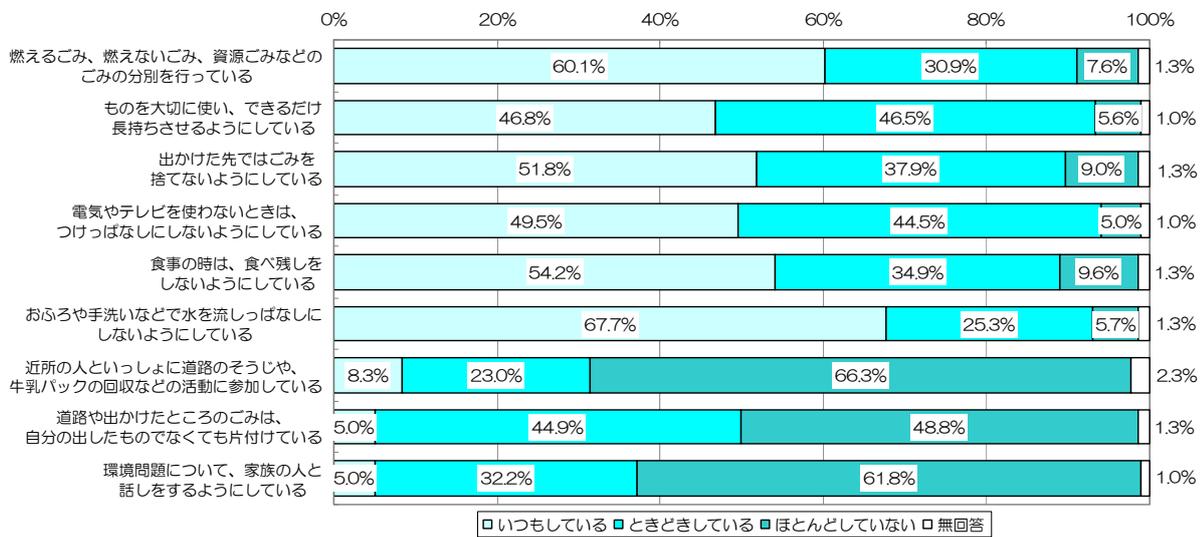
i) 小学5年生の集計結果



通学路や家のまわりのことについてお聞きします。

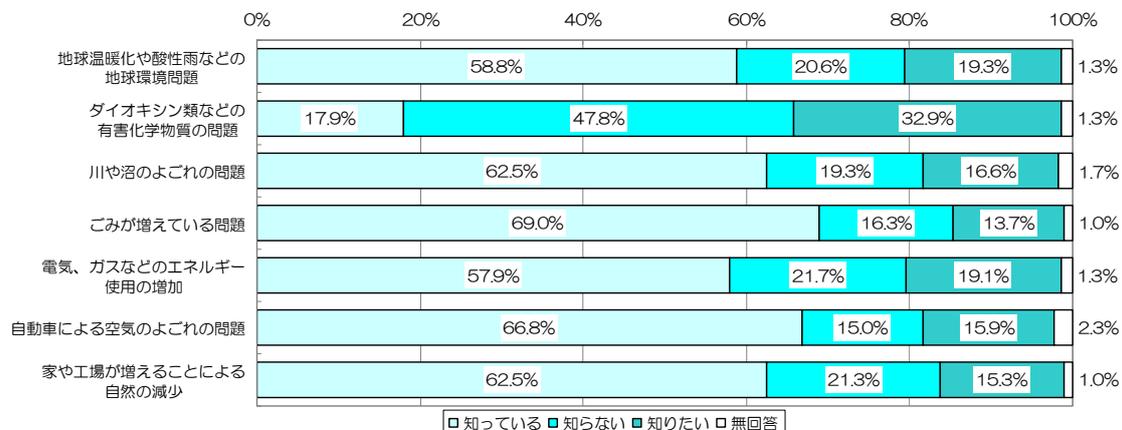


日ごろ気をつけていることについてお聞きします。

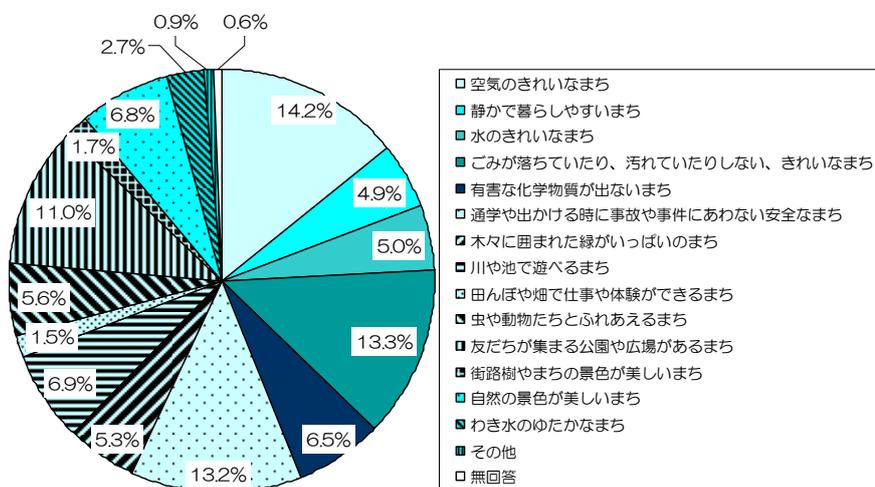


●環境の関心などについてお伺いします

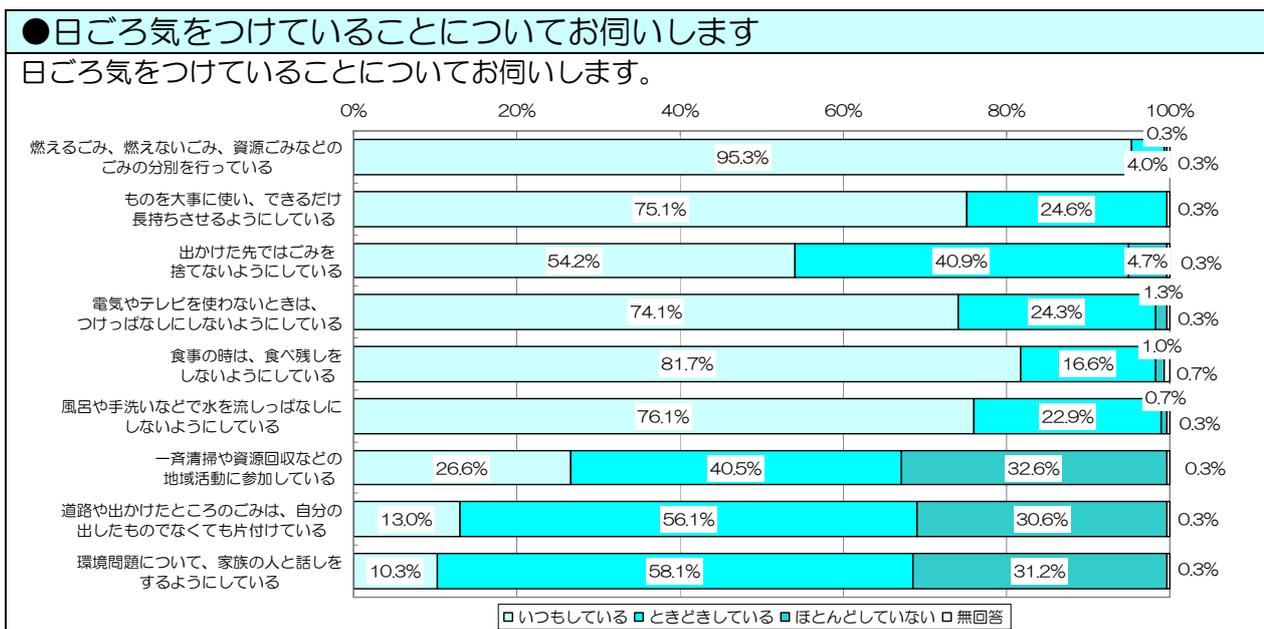
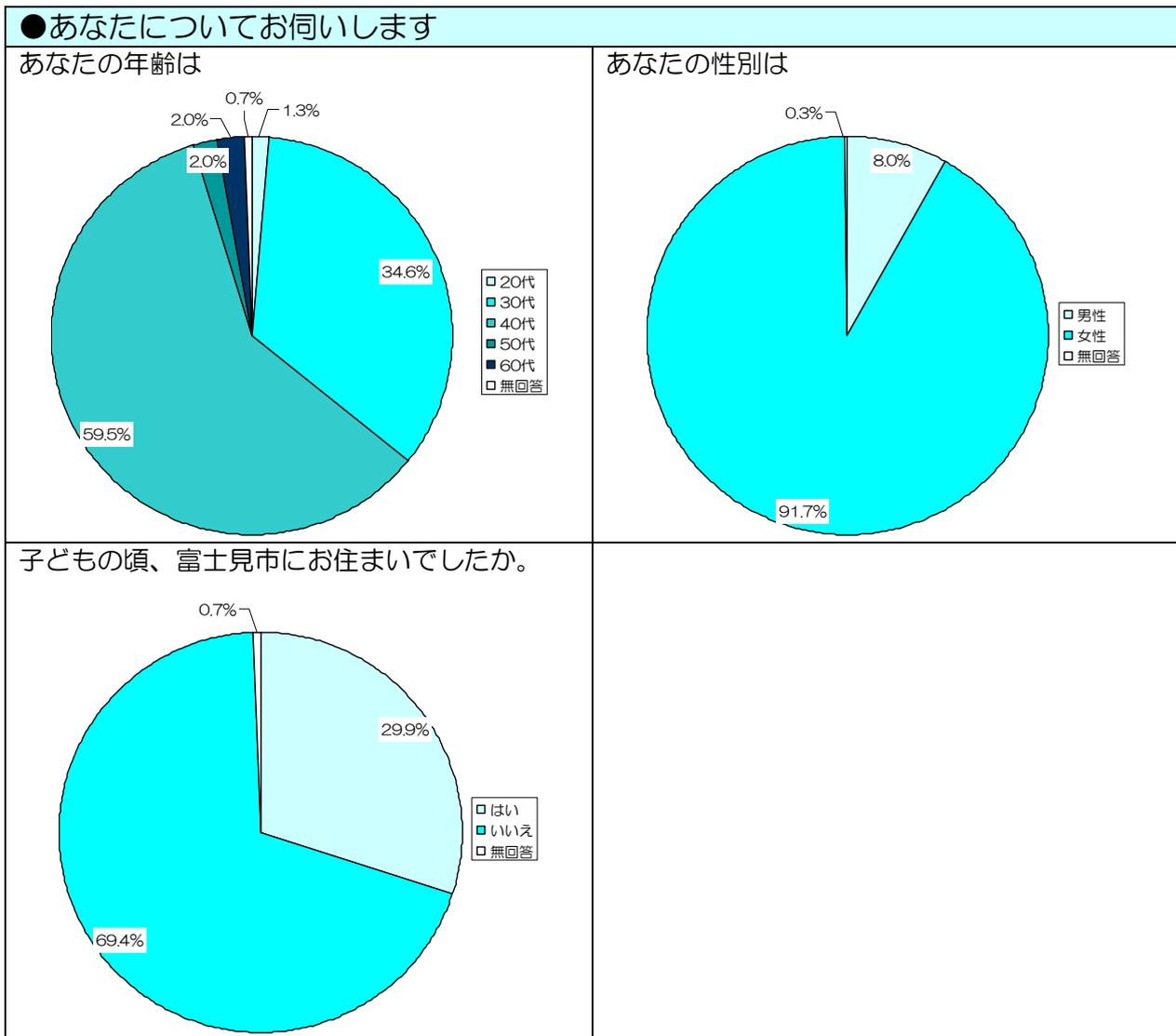
環境問題や住んでいるところのまわりの環境について、どれくらい関心がありますか。



富士見市が将来どのようなようになってほしいと思いますか。

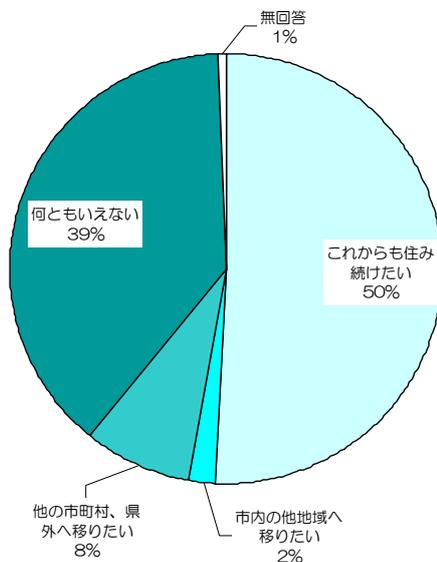


ii) ご家族の集計結果

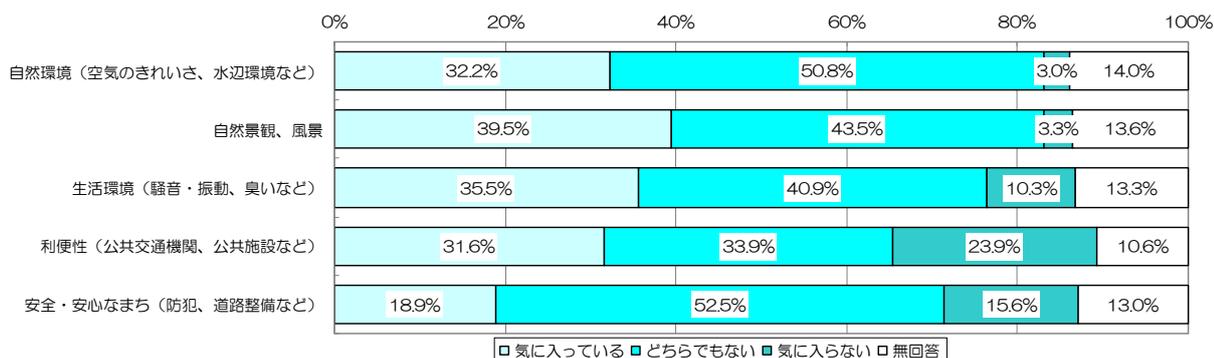


●お住まいのことについてお伺いします

現在のお住まいの地域に、今後も住み続けたいですか。また、その理由についてお答えください。
【住み続けることについて】

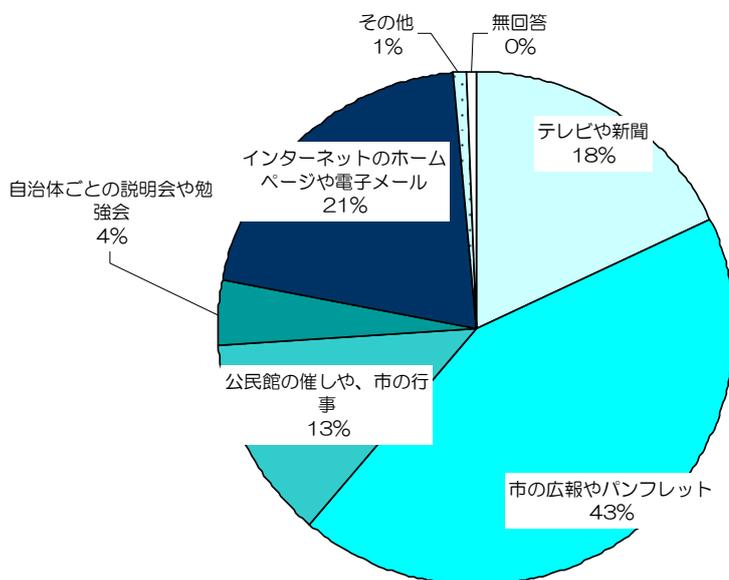


【住み続けたい、または他へ移りたい理由】



●環境情報の提供についてお伺いします

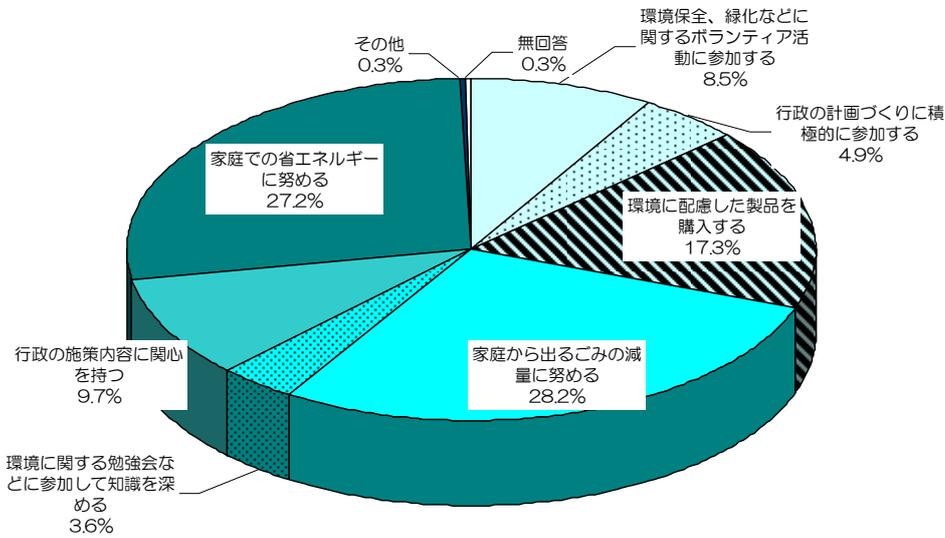
環境に関する情報を行政から住民にお知らせする方法として、どのようなものがよいと思いますか。



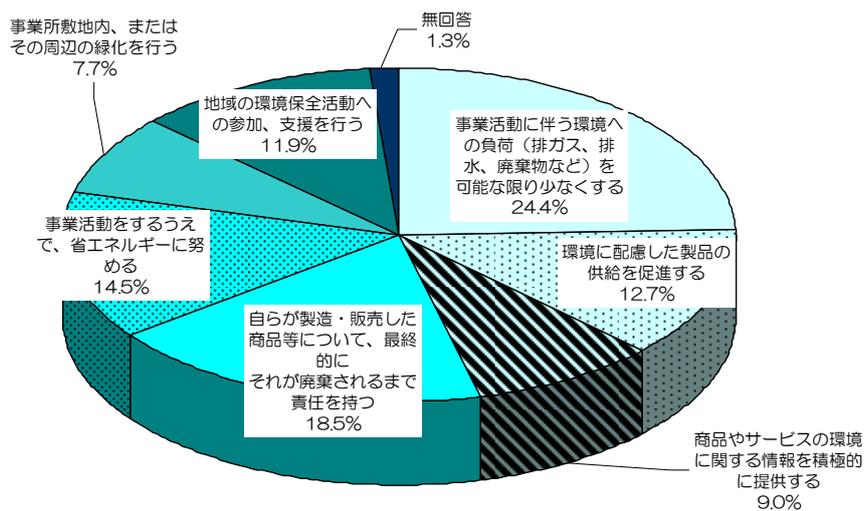
●各主体の取り組みについてお伺いします

環境をよりよくしていくために、市民・事業者・行政それぞれが、今後行った方がよいと思うことは何ですか。

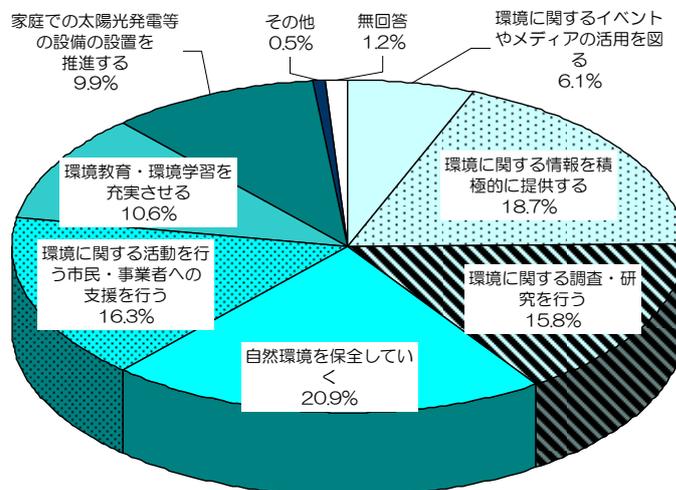
【市民が行った方がよいこと】



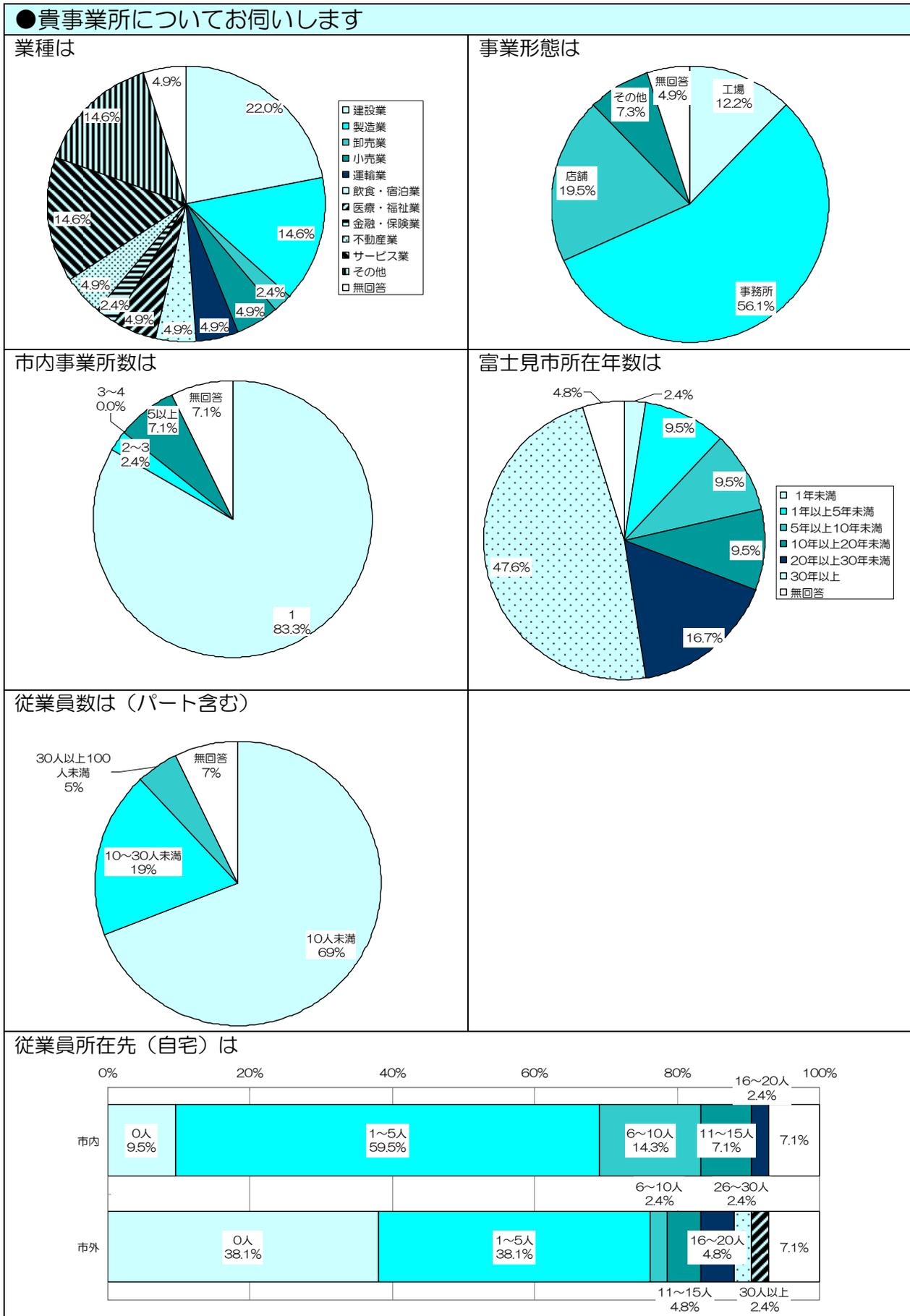
【事業者が行った方がよいこと】

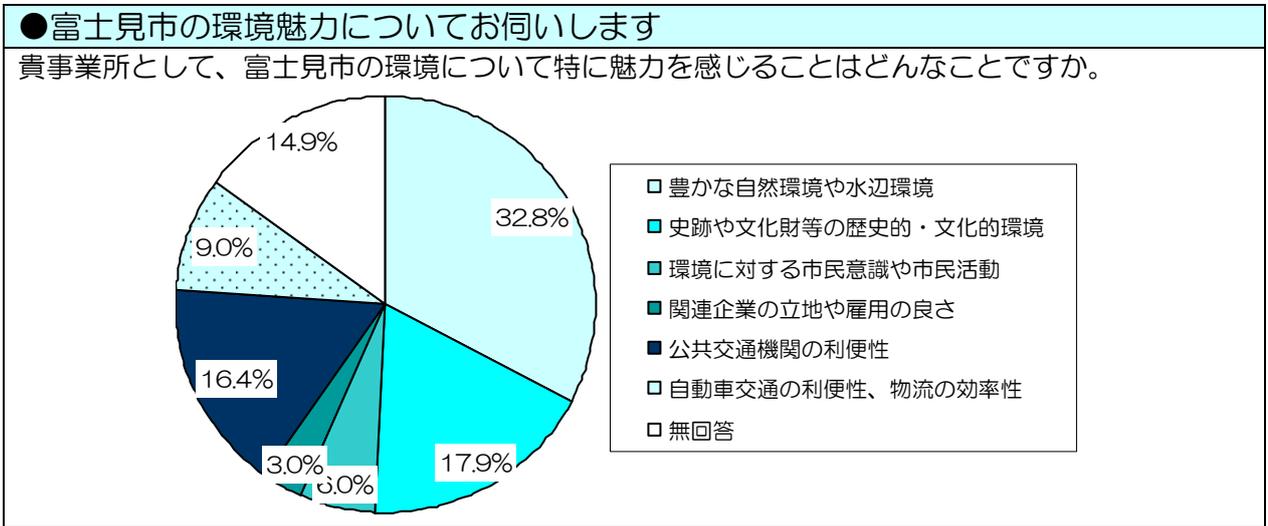
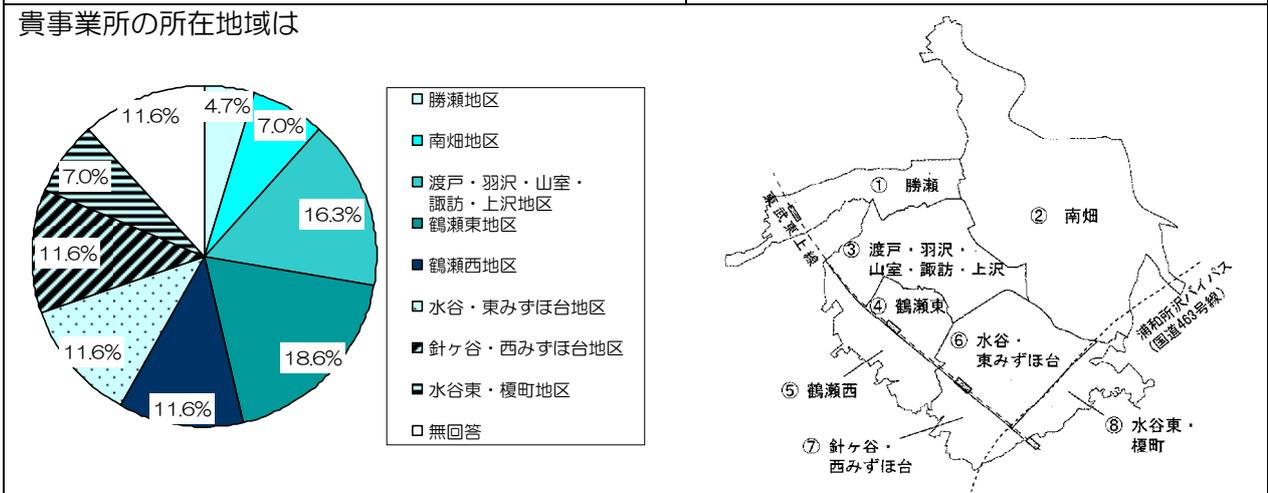
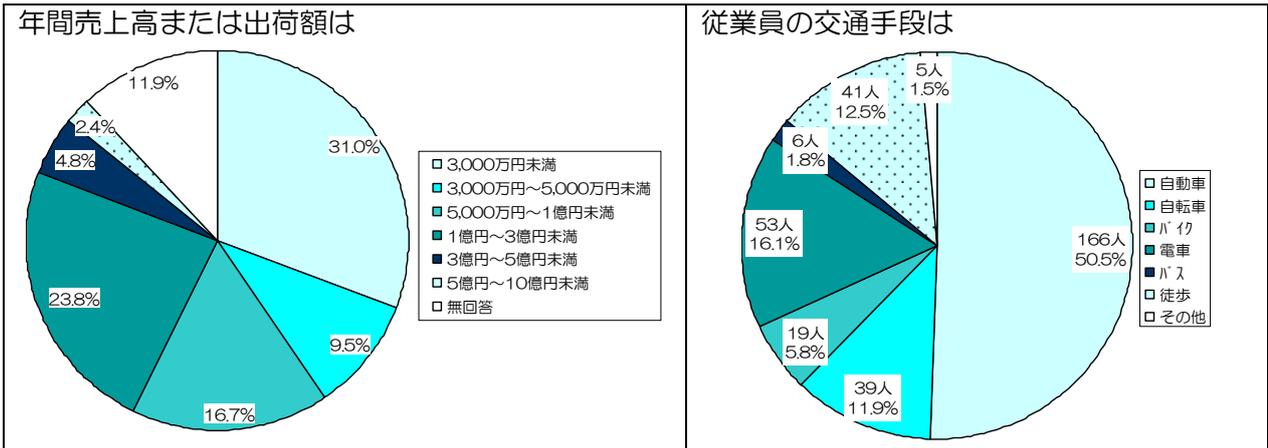


【行政が行った方がよいこと】



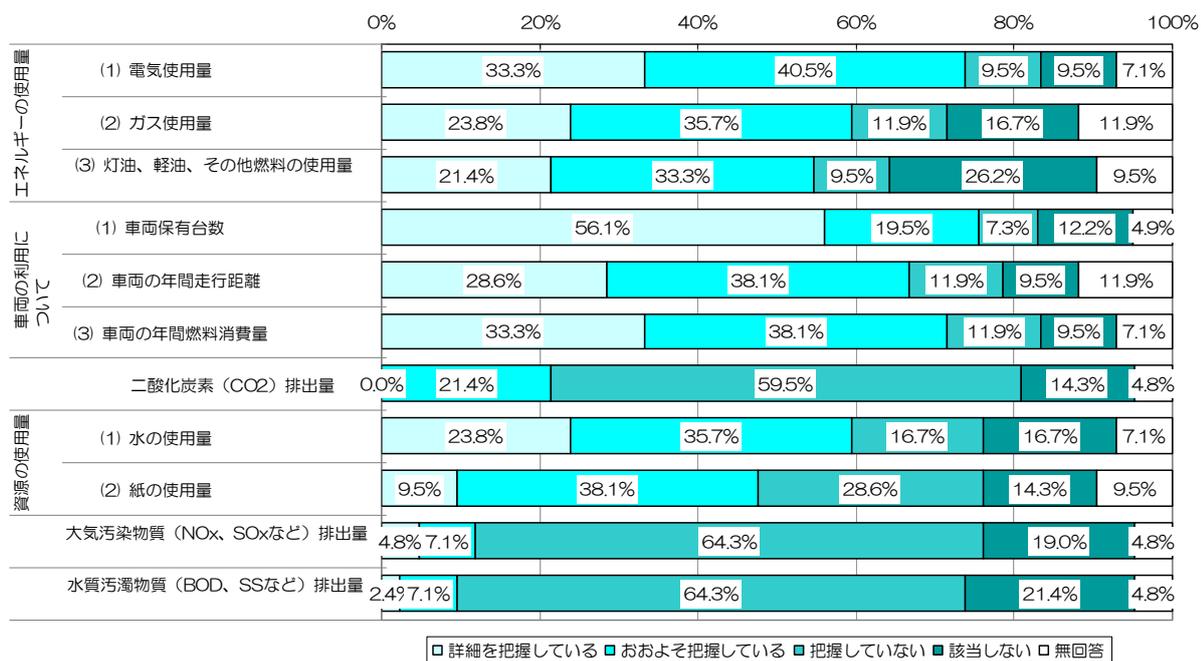
C) 事業者を対象とした集計結果





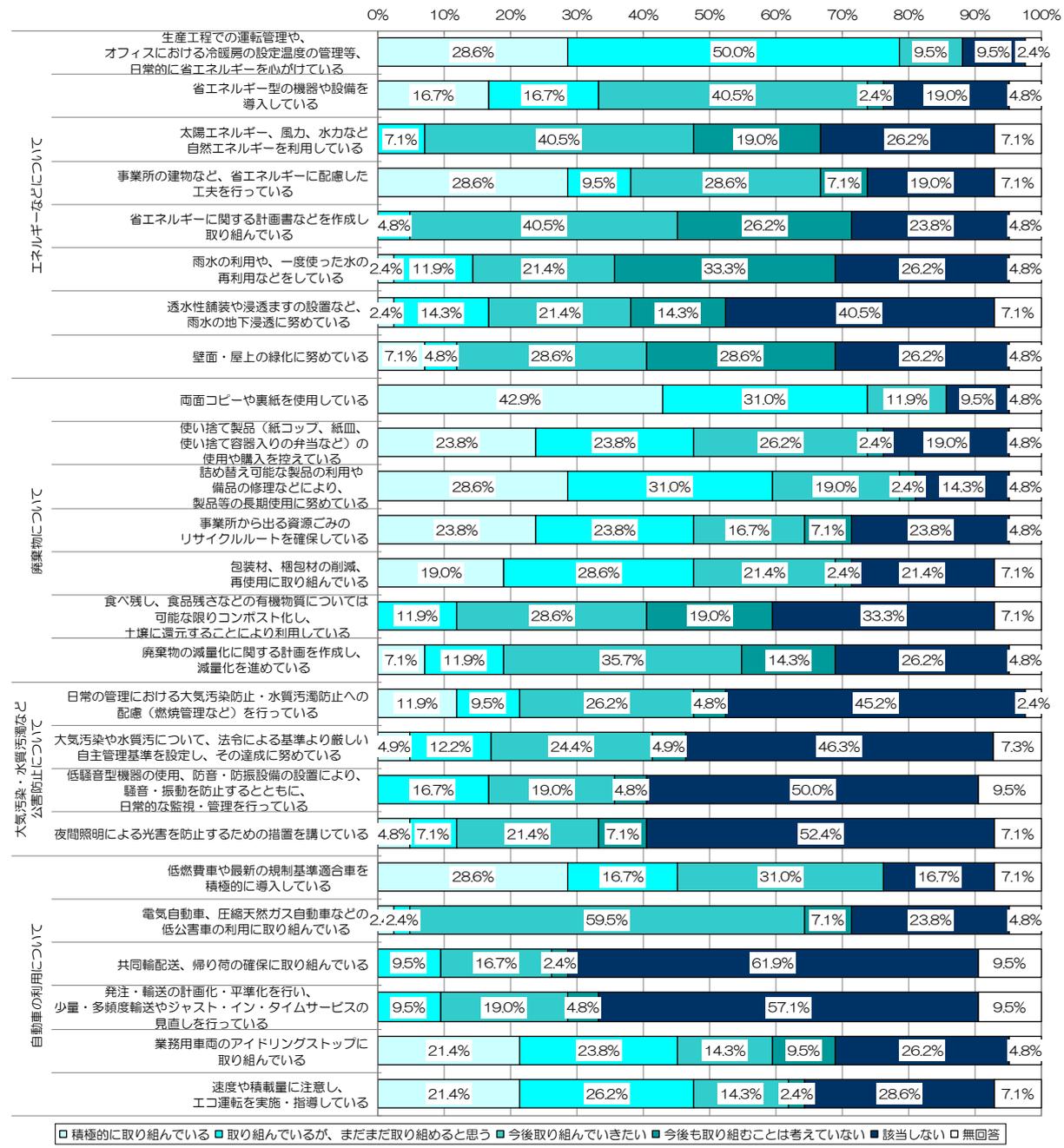
●環境負荷への実態把握についてお伺いします

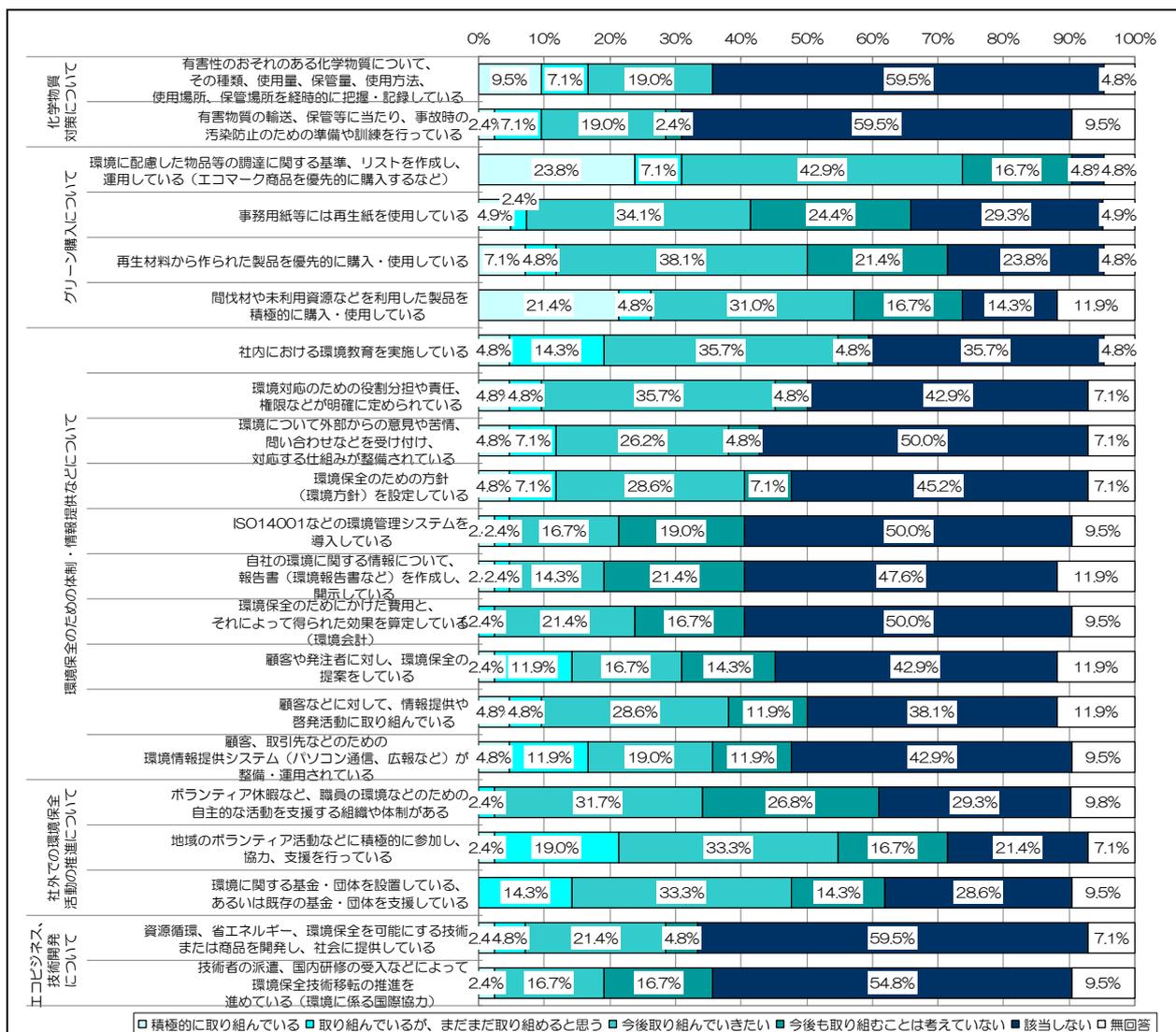
貴事業所では、環境負荷量をはじめとする数値の把握の状況についてご回答ください。



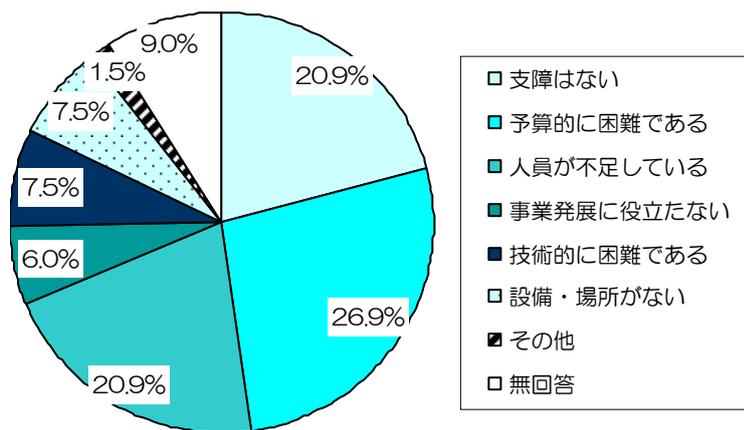
●環境保全への取り組み状況についてお伺いします

貴事業所での環境保全への取り組みについてお伺いします。



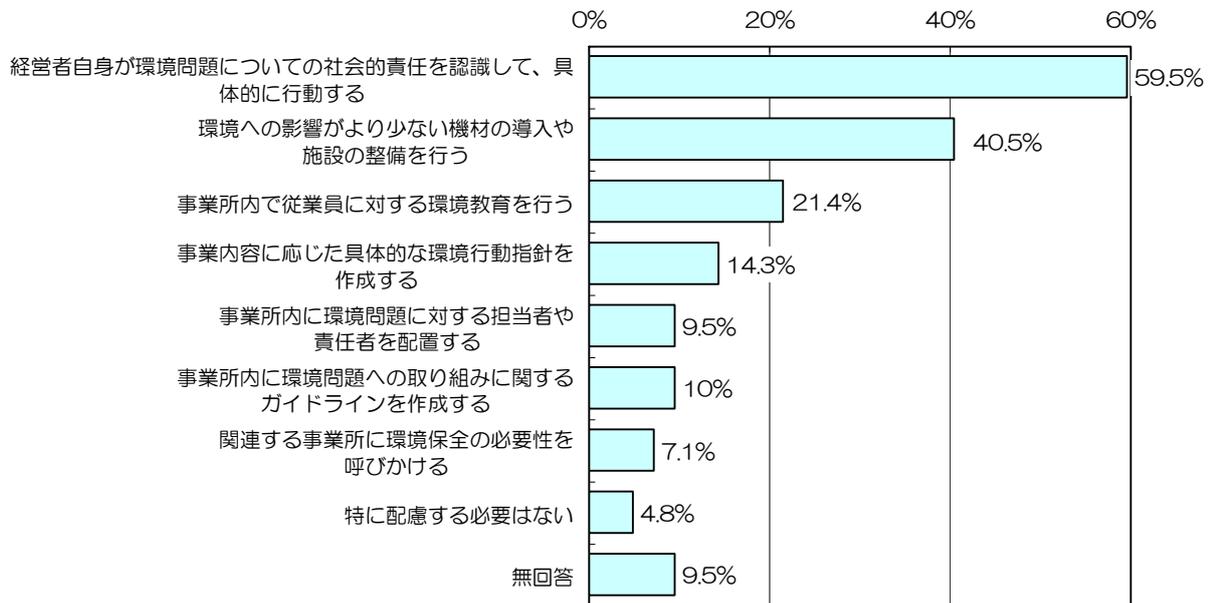


貴事業所が環境に配慮した取り組みを実行していく上で、支障となる原因はありますか。

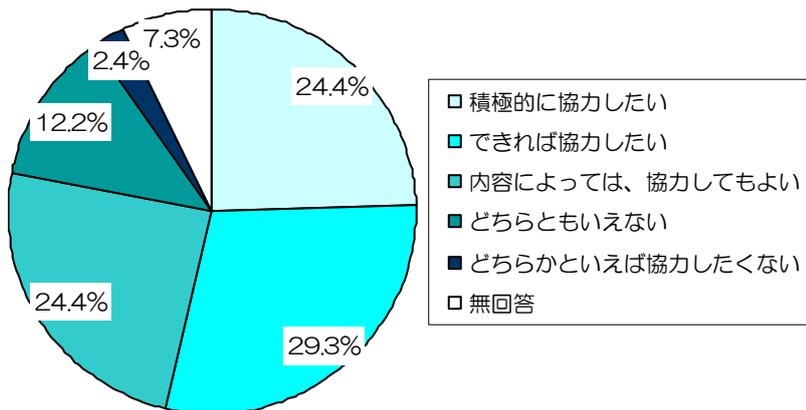


● 今後、環境保全を進めていく上で配慮することについてお伺いします

貴事業所では、今後どのようなことに配慮して環境保全を進めていくことが望ましいとお考えですか。

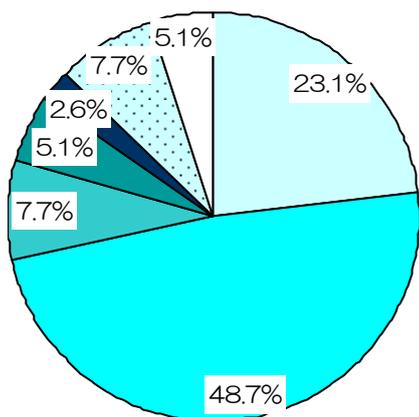


富士見市のよりよい環境づくりのための施策への協力について、どのようにお考えですか。



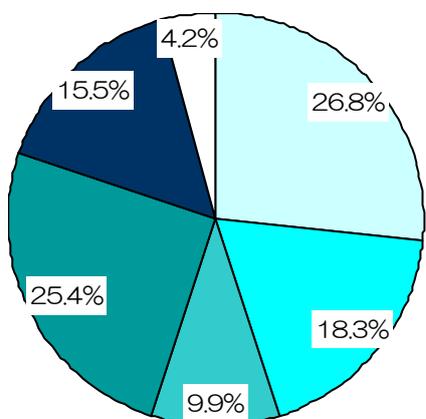
●地球環境の保全についてお伺いします

貴事業所では地球環境問題について、どのような取り組みを進めていきたいとお考えですか。



- 省資源、省エネルギーなどエネルギーを大切にすること
- 再生紙の利用など、環境にやさしい用品の使用とリサイクルを進める
- フロン使用削減や代替フロンなどの措置によりオゾン層を保護する
- 低公害車を導入する
- 開発事業については、自然環境の保護を優先する
- わからない
- 無回答

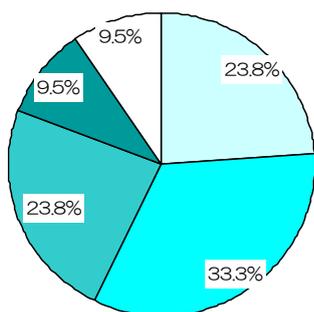
貴事業所として地球温暖化防止を促進するために必要な情報は何か。



- 地球温暖化が社会生活に及ぼす影響についての情報
- 地球温暖化を防止するために行われている対策についての情報
- 地球温暖化を防止するための他事業所の取り組みについての情報
- 地球温暖化の現状に関する情報
- 地球温暖化の原因に関する情報
- 無回答

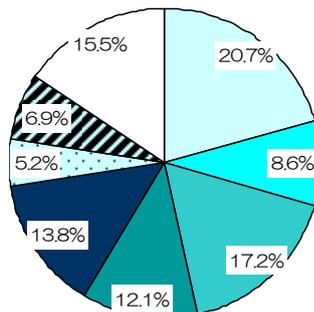
●自動車利用の考え方についてお伺いします

現在、従業員の通勤など自家用車の利用を、自転車や公共交通機関等へ切り替えることを促進することは可能ですか。



- 可能である
- 条件が整えば可能である
- 不可能である
- その他
- 無回答

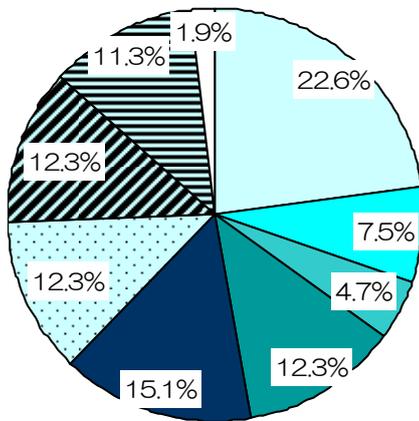
通勤を自家用車から自転車や公共交通機関等へ切り替えることを可能にする、または容易にする条件は、どのようなことですか。



- 公共交通の本数増加
- 運行時間の延長
- 運賃の低減
- 駐輪場・駐車場の整備
- 自転車専用道路の整備
- 今後も切り替えることはない
- その他
- 無回答

●地球温暖化防止に向けて行政が優先的に取り組むべき事項についてお伺いします

貴事業所として、地球温暖化防止に向けて行政が優先的に取り組む事項として、望むことはどのようなことですか。



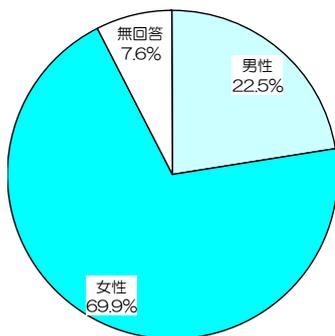
- ごみの減量化、リサイクルの推進
- みどり、湧水の保全
- 地球温暖化に関する情報の提供
- 公共交通機関の利便性の向上推進
- 道路交通網の整備による交通渋滞の解消や駐車場の確保
- ごみによる発電など、リサイクルエネルギー発電設備の普及（補助金の交付など）
- 太陽光発電設備の普及（補助金の交付など）
- 自転車専用道路の整備や駐輪場の確保
- 無回答

D) '11 富士見ふるさと祭りの来場者を対象とした集計結果

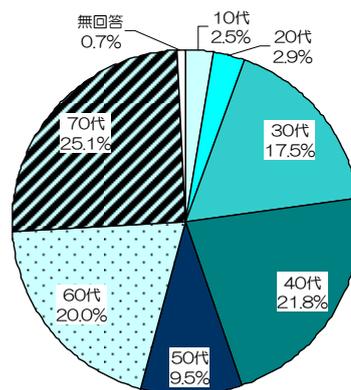
i) 大人向けの集計結果

●あなたについてお伺いします

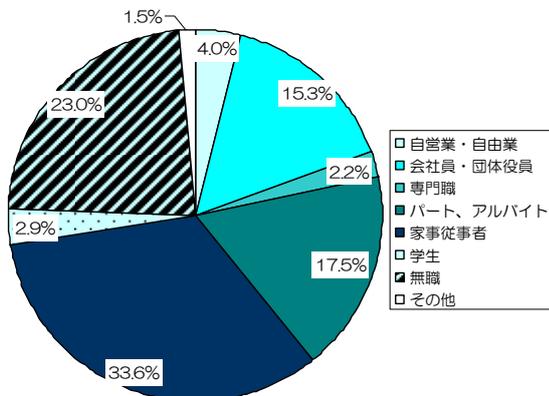
あなたの性別は



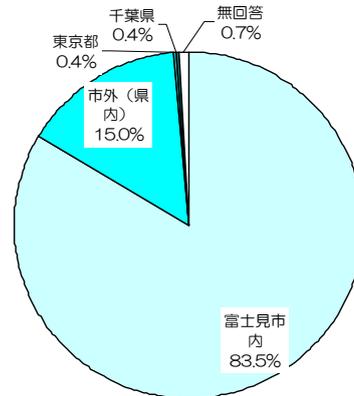
あなたの年齢は

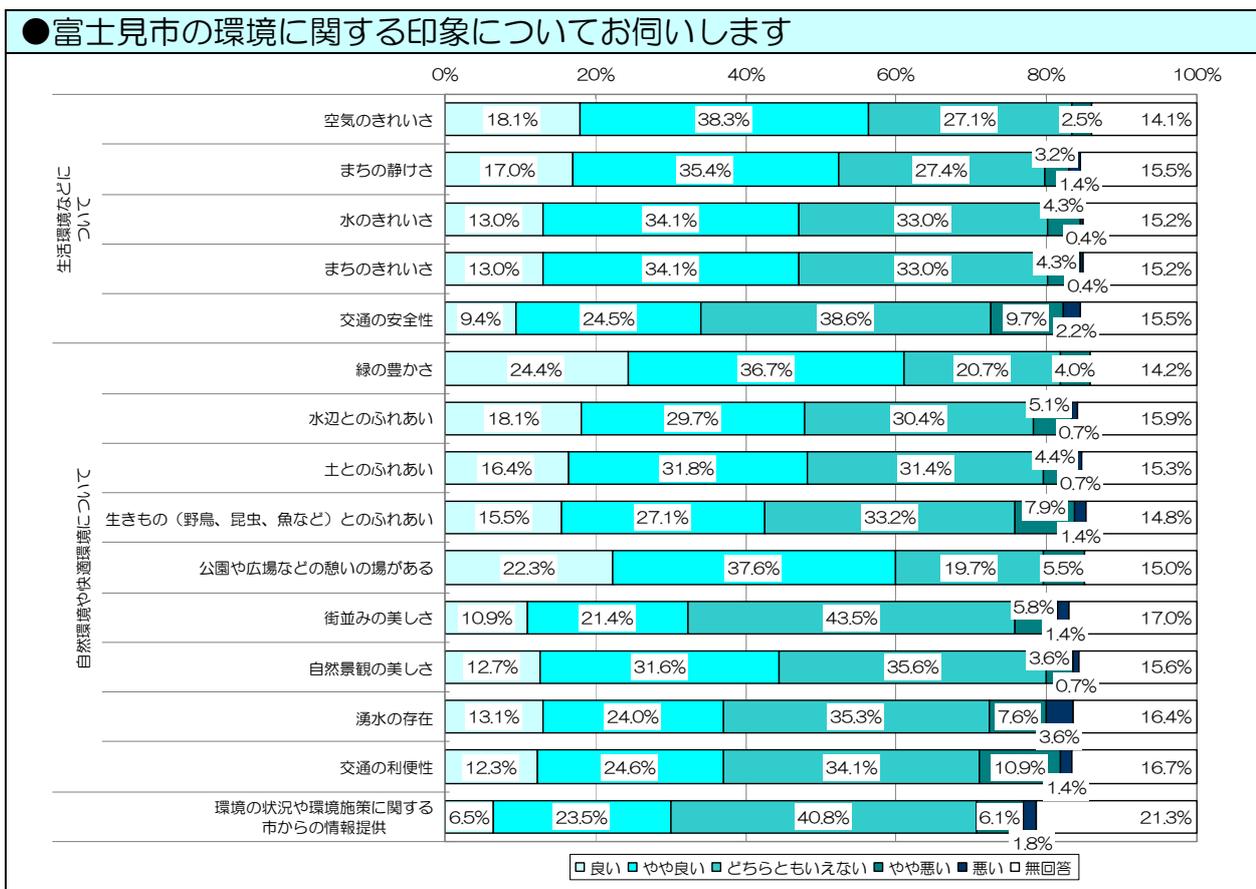
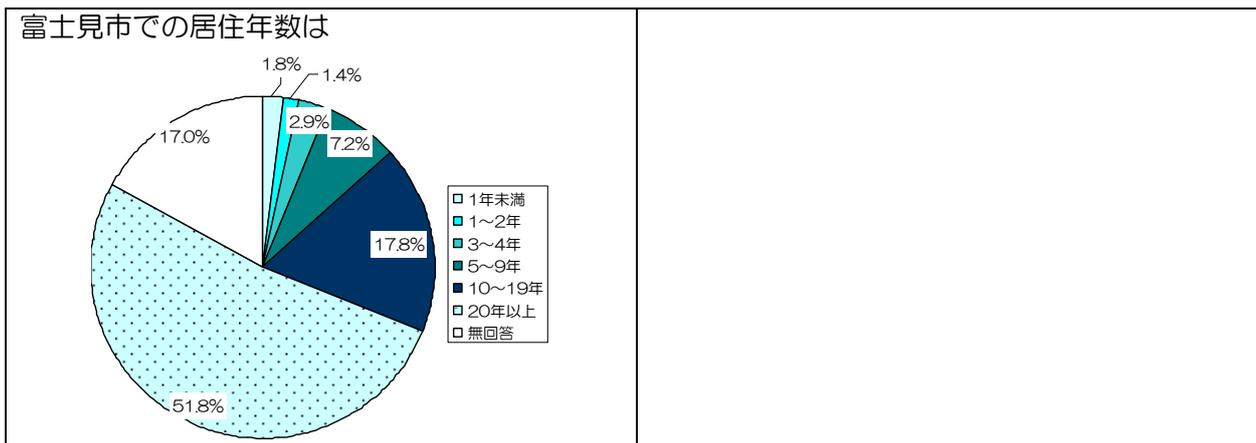


あなたの職業は



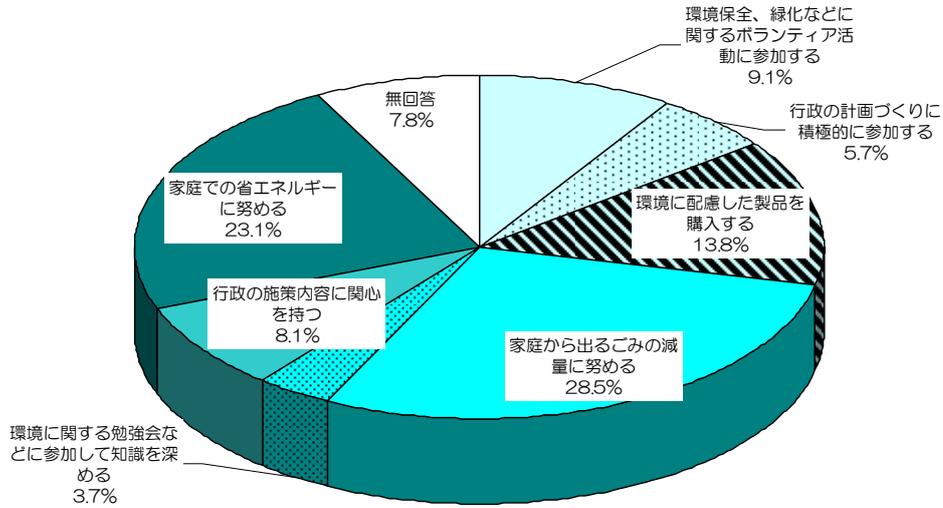
あなたのお住まいは





●今後行っていきたい取り組みや活動についてお伺いします

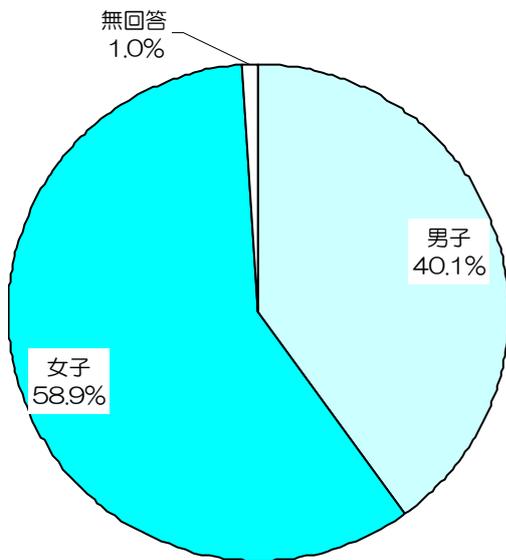
富士見市の環境や地球環境をより良くしていくために、あなたが今後行っていきたい取り組みや活動は何ですか。



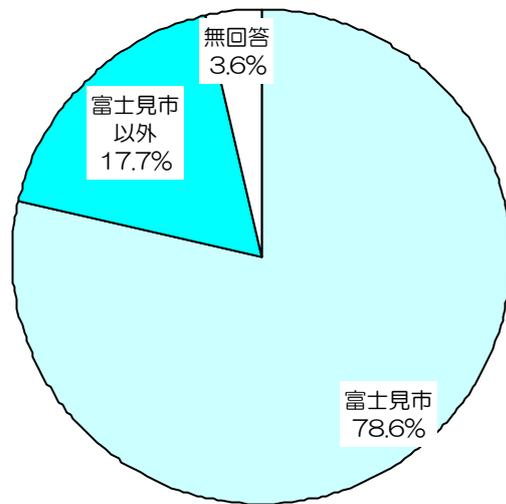
ii) 子ども向けの集計結果

●あなたについておたずねします

あなたの性別は

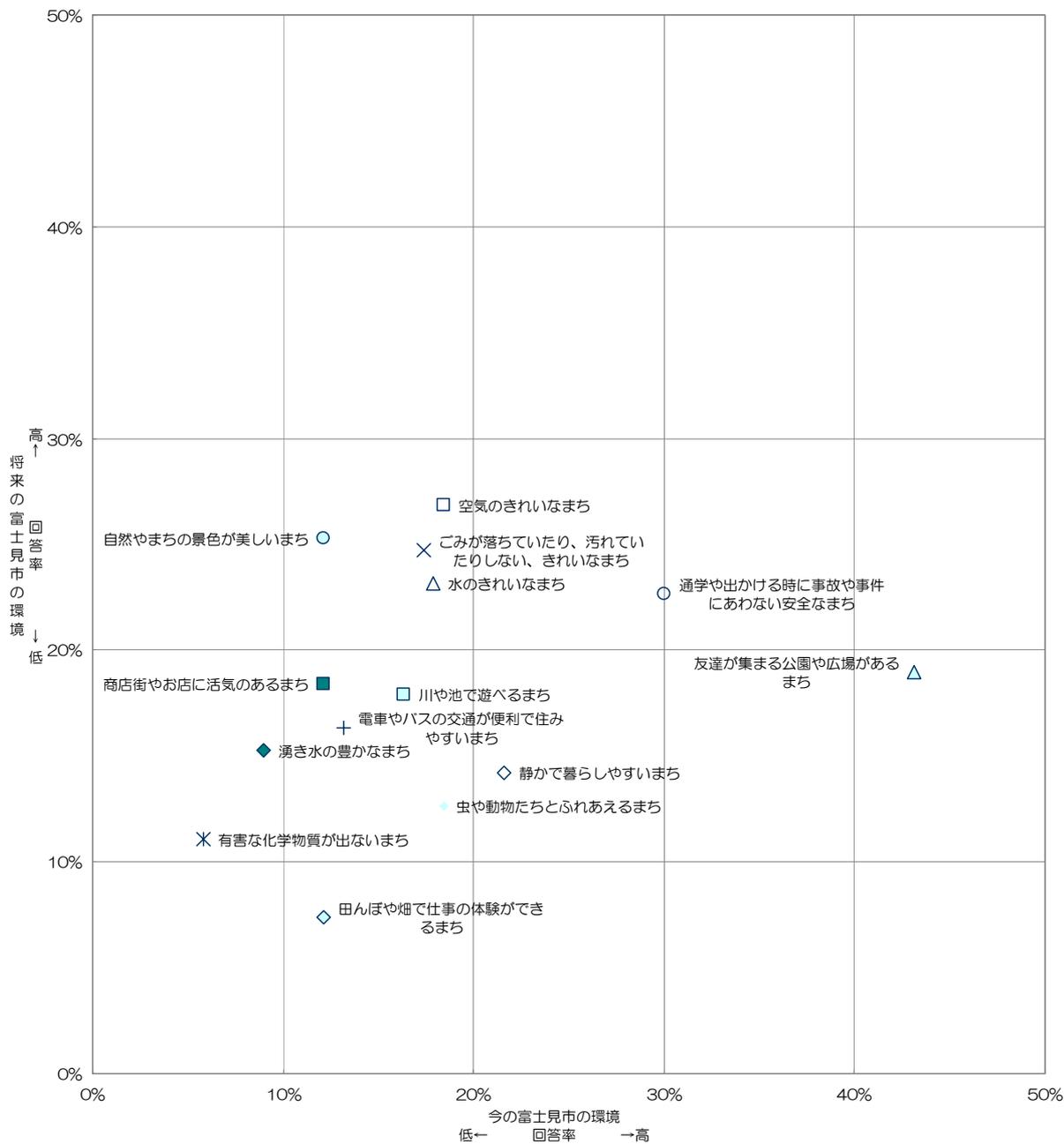


あなたの住んでいるところは



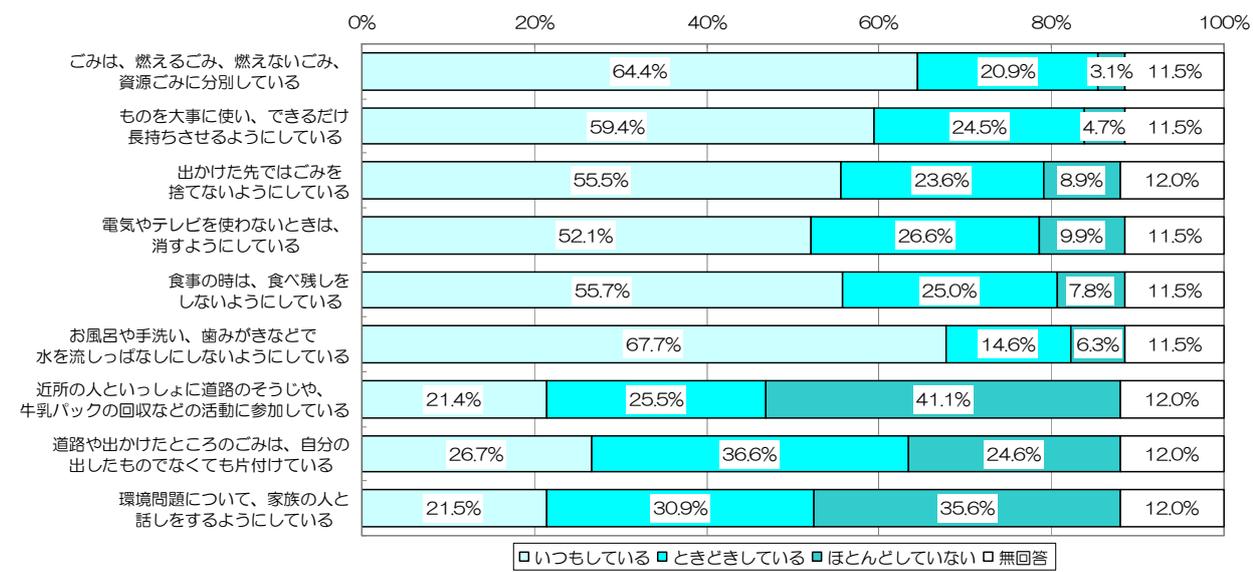
●富士見市の環境についておたずねします

今の富士見市の環境についてどう思いますか。また、富士見市が将来どのようなまちになってほしいですか。



●あなたの日ごろの取り組みについておたずねします

あなたは日ごろ環境を大切にしている取り組みにどのくらい気をつけていますか。



資料編4 温室効果ガス排出量の算定方法

「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第1版）」（平成21年6月、環境省）に基づき、市域における温室効果ガス排出量の現況推計を行いました。

1. 温室効果ガス排出量の算定条件

温室効果ガス排出量の算定条件

項目	内容
対象年度	2010（平成22）年度
対象部門	<p>【エネルギー起源 CO₂ による排出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 産業部門：製造業、建設業・鉱業、農業 ・ 民生家庭部門：一般家庭 ・ 民生業務部門：第三次産業 ・ 運輸部門：自動車、鉄道 <p>【エネルギー起源 CO₂ 以外による排出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工業プロセス分野：自動車の走行 ・ 廃棄物分野：廃棄物の燃焼、排水処理 ・ 農業分野：水田、家畜の飼養、家畜の排せつ物、農業廃棄物の焼却、肥料 ・ 代替フロン：家庭用冷蔵庫、カーエアコン
対象ガス	<p>二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、代替フロン ※代替フロンであるハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫黄（SF₆）のうち、排出量推計が可能な冷蔵庫とカーエアコンの使用時の漏洩に伴うハイドロフルオロカーボン（HFC）の排出量について推計しました。</p>

2. 現況推計の算定方法

(1) 二酸化炭素

部門		算定式など	データ取得先など	
エネルギー起源	産業部門	製造業	エネルギー消費総量(埼玉県)×製造品出荷額(富士見市)／製造業出荷額(埼玉県)×排出係数 ※石炭、石炭製品、石油製品、石油ガス、天然ガス、都市ガス、電力、熱のエネルギー消費量を種類別に計算	都道府県別エネルギー統計(経済産業省) 埼玉県統計年鑑(埼玉県) 電力公表排出係数(東京電力)
	産業部門	建設業・鉱業	エネルギー消費総量(埼玉県)×従業者数(富士見市)／従業者数(埼玉県)×排出係数 ※石炭、石炭製品、石油製品、石油ガス、天然ガス、都市ガス、電力のエネルギー消費量を種類別に計算	都道府県エネルギー統計(経済産業省) 埼玉県統計年鑑(埼玉県) 電力公表排出係数(環境省：東京電力) 電力提供データ
	産業部門	農業	エネルギー消費総量(埼玉県)×農業産出額(富士見市)／農業産出額(埼玉県)×排出係数 ※石炭製品、石油製品、石油ガス、都市ガス、電力のエネルギー消費量を種類別に計算	都道府県エネルギー統計(経済産業省) 埼玉農林水産統計年報(関東農政局) 電力公表排出係数(環境省：東京電力) 電力提供データ(東京電力)
	民生家庭部門	【LPガス】 世帯総数(富士見市)×(1-都市ガス普及率(富士見市))×LPガス購入量(さいたま市)／(1-都市ガス普及率(さいたま市))×排出係数 【灯油】 世帯総数(富士見市)×灯油購入量(さいたま市)×補正係数×排出係数 【都市ガス】 都市ガス販売量(富士見市)×排出係数 【電力】 電力販売量(埼玉県)×世帯総数(富士見市)／世帯総数(埼玉県)	国勢調査(総務省) 家計調査(総務省) 統計ふじみ(富士見市) さいたま市統計書(さいたま市) 都市ガス提供データ(大東ガス) 電力提供データ(東京電力)	

部門		算定式など	データ取得先など	
エネルギー起源	民生業務部門	<p>【重油・灯油】 エネルギー種別消費総量(埼玉県)×業務用建物床面積(富士見市)／業務用建物床面積(埼玉県)×排出係数</p> <p>【LPガス】 エネルギー種別消費総量(埼玉県)×業務用建物床面積(富士見市)×(1-都市ガス普及率(富士見市))／業務用建物床面積(埼玉県)×(1-都市ガス普及率(埼玉県))×排出係数</p> <p>【都市ガス】 都市ガス商業用販売量(富士見市)×排出係数</p> <p>【電力】 電力消費量(埼玉県)×業務用建物床面積(富士見市)／業務用建物床面積(埼玉県)×排出係数</p>	<p>都道府県別エネルギー消費統計(経済産業省)</p> <p>固定資産価格等の概要調書(埼玉県、富士見市)</p> <p>統計ふじみ(富士見市)</p> <p>都市ガス提供データ(大東ガス)</p>	
	運輸部門	自動車	<p>燃料別自動車等保有台数(富士見市)×年間1台あたりの燃料消費量(全国)×排出係数</p>	<p>自動車輸送統計年報(国土交通省)</p> <p>統計ふじみ(富士見市)</p>
		鉄道	<p>市内路線延長(東武鉄道)／全路線延長(東武鉄道)×鉄道事業者CO₂排出量(東武鉄道)</p>	<p>環境会計2009年度(東武鉄道HP)</p>
廃棄物	廃棄物の燃焼	<p>一般廃棄物焼却量(富士見市)×廃プラスチック・合成繊維くずの割合×排出係数</p>	<p>焼却量提供データ(志木地区衛生組合)</p>	

(2) メタン

分野		算定式など	データ取得先など
工業 プロセス	自動車の走行	燃料別自動車等保有台数(富士見市) ×年間1台あたりの走行距離(全国) ×排出係数	自動車輸送統計年報(国土交通省) 統計ふじみ(富士見市)
	廃棄物の燃焼	一般廃棄物焼却量(富士見市)×廃プラスチック・合成繊維くずの割合× 排出係数	焼却量提供データ(志木地区衛生組合)
廃棄物	排水処理	処理施設別処理人口(富士見市分)× 排出係数 ※下水道終末処理、し尿処理施設、 単独処理浄化槽、合併処理浄化槽、 くみ取り便所の処理人口を処理施設別に計算	荒川右岸下水道事務所 入間東部衛生組合
	水田	作付面積(富士見市)×排出係数	統計ふじみ(富士見市)
農業	家畜の飼養	家畜別飼養頭数(富士見市)×排出係数	統計ふじみ(富士見市)
	家畜の排せつ物	牛・豚飼養頭数(富士見市)×年間1頭あたりのふん尿排せつ量×排せつ物処理別有機物量×排出係数	統計ふじみ(富士見市)
	農業廃棄物の焼却	農作物別収穫量(富士見市)×残さ率×残さの平均乾物率×野焼きされる割合×排出係数	作況調査(農林水産省)

(3) 一酸化二窒素

分野		算定式など	データ取得先など
工業 プロセス	自動車の走行	燃料別自動車等保有台数(富士見市) ×年間1台あたりの走行距離(全国) ×排出係数	自動車輸送統計年報(国土交通省) 統計ふじみ(富士見市)
	廃棄物の燃焼	一般廃棄物焼却量(富士見市)×廃プラスチック・合成繊維くずの割合× 排出係数	焼却量提供データ(志木地区衛生組合)
廃棄物	排水処理	処理施設別処理人口(富士見市分)× 排出係数 ※下水道終末処理、し尿処理施設、 単独処理浄化槽、合併処理浄化槽、 くみ取り便所の処理人口を処理施設別に計算	荒川右岸下水道事務所 入間東部衛生組合
	家畜の排せつ物	牛・豚飼養頭数(富士見市)×年間1頭あたりのふん尿排せつ量×排せつ物処理別有機物量×排出係数	統計ふじみ(富士見市)
農業	農業廃棄物の焼却	農作物別収穫量(富士見市)×残さ率×残さの平均乾物率×野焼きされる割合×排出係数	作況調査(農林水産省)
	肥料	耕地面積(富士見市)×肥料施用量× 排出係数	作況調査(農林水産省)

(4) 代替フロン

分野		算定式など	データ取得先など
代替フロン	冷蔵庫 (HFC134)	(使用時排出量(全国)+廃棄時排出量(全国))×世帯総数(富士見市)／世帯総数(全国)×排出係数	消費動向調査(内閣府) 統計ふじみ(富士見市)
	カーエアコン (HFC134)	(使用時排出量(全国)+故障時排出量(全国)+全損時排出量(全国)+使用済み排出量(全国))×車両保有台数(富士見市)／車両保有台数(全国)	消費動向調査(内閣府) 統計ふじみ(富士見市)

資料編 5 第 2 次富士見市環境基本計画策定の経緯

【策定の経緯】

開催日	富士見市 環境基本計画 市民策定委員会	富士見市 環境審議会	富士見市 環境にやさしい 都市づくり 検討委員会	その他
平成 23 年度				
3月23日	第 1 回 ・委嘱式、挨拶、今 後の説明			・環境に関するアン ケート調査（市 民・事業者・児童） ・環境調査（動植物 生息生育状況調 査、湧水調査）
平成 24 年度				
4月25日	第 2 回 ・主旨説明			
5月16日	第 3 回 ・骨子案について			
5月30日	第 4 回 ・骨子案について			
6月20日	第 5 回 ・素案について			
7月4日	第 6 回 ・素案について			
7月17日			第 1 回 ・素案について	
7月18日	第 7 回 ・素案について			
8月8日	第 8 回 ・素案(修正案)に ついて			
8月27日			第 2 回 ・素案(修正案)につ いて	
12月26日	第 9 回 ・素案(修正案)に ついて			
1月17日		第 1 回 ・計画の見直しにつ いて		
3月14日		第 2 回 ・諮問、答申		

○富士見市環境基本計画市民策定委員会設置要綱

平成 13 年 8 月 20 日

決裁

(設置)

第 1 条 富士見市環境基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するため、富士見市環境基本計画市民策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 基本計画に関する事項について調査及び検討を行うこと。
- (2) 基本計画の素案を市長に提出すること。

(組織)

第 3 条 委員会は委員 16 人以内をもって組織し、市長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、基本計画が策定されるまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときには、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長はその議長となる。

2 委員会は、必要に応じ関係者の出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、自治振興部環境課において処理する。

(平 23 年 3 月 31 日・一部改正)

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 13 年 8 月 20 日から施行する。

附 則(平成 19 年 4 月 19 日)

この要綱は、平成 19 年 4 月 19 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 31 日)

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

富士見市環境基本計画市民策定委員会名簿
 (順不同・敬称略)

学識経験者	長谷川 三雄◎ 澤田 譽啓○
行政	宮 陽 一 川 添 生 治
事業者	関 根 良 一 南 貴 之 羽 石 裕 子 清 水 武 次 矢 野 昌 弘
市民団体	加藤 久美子 齋 木 修 柳 田 政 男 古 賀 正 信
公募市民	井 上 幸 雄 眞 木 眞 一 横 山 久 恵

※◎：委員長、○：副委員長

○富士見市環境審議会規則

平成14年4月22日
規則第33号

(趣旨)

第1条 この規則は、富士見市環境基本条例(平成14年条例第31号)第27条の規定に基づき、富士見市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、自治振興部環境課において処理する。

(平19規則24・平23規則12・一部改正)

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年5月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第24号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日規則第12号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

富士見市環境審議会名簿
(順不同・敬称略)

学識経験者	澤田 譽啓◎ 須田 昭○ 木内 芳弘 関 井 薫 高橋 千代子 松原 健司
市民団体	石塚 昌宏 京谷 恵子 千種 秀信
事業者	上原 栄司 齋藤 重治 関根 良一 羽石 裕子
公募市民	世羅 陽一郎 堀口 守雄

※◎：会長、○：会長代理

○富士見市環境にやさしい都市づくり検討委員会設置要綱

平成 16 年 5 月 13 日

決裁

(設置)

第 1 条 環境にやさしい都市づくりのために総合的な施策に対し、庁内調整を図るため、富士見市環境にやさしい都市づくり検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 環境基本計画の検討及び調整に関すること。
- (2) 環境に関する年次報告書に関すること。
- (3) その他環境施策の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、別表に掲げるものをもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 市長は、委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、環境課長をもって充て、副委員長は、政策企画課長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(平 23 年 3 月 31 日・一部改正)

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

(関係者の出席)

第 6 条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、自治振興部環境課において処理する。

(平 23 年 3 月 31 日・一部改正)

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 16 年 5 月 13 日から施行する。

附 則(平成 19 年 4 月 1 日)

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 31 日)

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 3 条関係)

(平 23 年 3 月 31 日・全改)

委員会の構成

委員長	自治振興部環境課長
副委員長	総合政策部政策企画課長
委員	総務部総務課長
委員	総合政策部管財課長
委員	市民生活部市民課長
委員	健康福祉部福祉課長
委員	まちづくり推進部まちづくり推進課長
委員	まちづくり推進部産業振興課長
委員	建設部道路治水課長
委員	建設部交通・管理課長
委員	建設部建築指導課長
委員	建設部水道課長
委員	教育委員会教育政策課長
委員	教育委員会生涯学習課長
委員	教育委員会学校教育課長
委員	教育委員会学校給食センター所長

○富士見市環境基本条例

平成13年12月25日
市条例第31号

(目的)

第1条 この条例は、人と自然の調和を目指した「富士見市環境にやさしい都市宣言」の趣旨にのっとり、環境の保全及び創造に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動で生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が潤いと安らぎのある恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人類の存続基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に推進されなければならない。

2 環境の保全及び創造は、すべての者が環境への負荷を低減することその他の行動を自主的かつ積極的に行うことによって、自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会が構築されるように推進されなければならない。

3 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、広域的に環境問題を解決するため、近隣の地方公共団体と連携しながら推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる事項に努めなければならない。

(1) 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずること。

(2) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資すること。

(3) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(施策の策定等に当たっての環境優先の理念)

第7条 市は、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境優先の理念の下に、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造のために、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、富士見市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱

(2) その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民の意見を聴いた上、富士見市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第9条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

(環境基本計画との整合)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(総合的調整)

第11条 市は、環境行政の実効的かつ体系的な推進を図るため、次に掲げる事項について必要な総合的調整を行うものとする。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 環境施策に関すること。
- (3) その他環境行政の総合的推進に関すること。

(環境配慮の推進)

第12条 市は、事業者が環境に影響を与えるおそれのある土地の形状の変更、工作物の新築又は改築等その他これらに類する事業を行おうとするときは、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正な配慮をすることができるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全上の支障を防止する規制措置)

第13条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制措置を講ずるものとする。

(支援措置)

第14条 市は、市民又は事業者が行う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に関する活動を支援するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全及び創造に資する事業等の推進)

第15条 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、多様な野生生物の生息空間の確保、適正な水循環の形成その他の環境の保全及び創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 前項に定めるもののほか、市は、公園、緑地等の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第16条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務、エネルギー等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興等)

第17条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により、市民又は事業者が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の環境保全活動の促進)

第18条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「市民等」という。)が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 19 条 市は、第 17 条の教育及び学習の振興並びに前条の市民等の活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(市民等の意見の反映)

第 20 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策に、市民等の意見を反映することができるように努めるものとする。

(調査の実施)

第 21 条 市は、環境の状況の把握又は環境の変化の予測に関する調査その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第 22 条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(日常生活等に係る環境配慮)

第 23 条 市は、市民又は事業者が自らその日常生活又は事業活動に係る環境への負荷の低減の目標について定め、その目標の達成状況の検証を行い、その結果に基づき、自らの日常生活又は事業活動に係る環境への負荷の低減について配慮するよう、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(総合調整のための体制の整備)

第 24 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な体制を整備するものとする。

(地球環境の保全)

第 25 条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

2 市は、国、県、他の地方公共団体及び関係機関と連携して、地球環境の保全及び創造に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(国、県及び他の地方公共団体との協力)

第 26 条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策の策定並びに実施に当たっては、国、県及び他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

(環境審議会)

第 27 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、富士見市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、審議する。

(1) 第 8 条第 3 項の規定により審議会の意見を聴くこととされた事項

(2) 環境の保全及び創造に関する事項

3 審議会は、前項に定めるもののほか、必要に応じて環境の保全及び創造に関する基本的事項について、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

5 委員は、環境の保全及び創造に関し、識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

6 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

(富士見市公害対策審議会条例の廃止)

2 富士見市公害対策審議会条例(昭和 48 年条例第 13 号)は、廃止する。

(富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 39 年条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

第2次富士見市環境基本計画（資料編）

平成25年3月

発行：富士見市

編集：富士見市自治振興部環境課

〒354-8511 埼玉県富士見市大字鶴馬 1800 番地の1

TEL：049-251-2711(代) FAX：049-251-6080

HP：<https://www.city.fujimi.saitama.jp/>